

厚岸町議会 第3回定例会

平成21年9月28日

午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成21年厚岸町議会第3回定例会を開会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、中屋議員、10番、谷口議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
10番、谷口委員長。
- 谷口委員長 議会運営委員会を開催いたしましたので、報告をいたします。
委員会を開催したのは、平成21年9月24日及び9月28日の2日間であります。
協議内容について報告をいたします。
第3回定例会の議事運営についてであります。
（1）報告についてであります。
ア、議会側より、（ア）諸般報告、（イ）例月出納検査報告が行われます。
イとして、町長側より、（ア）行政報告が行われます。
（2）議会提出の議案についてであります。
ア、請願第1号、治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求めることについての請願書。総務常任委員会から審査報告が行われます。審査方法については、本会議において審査することといたします。
イ、意見書案第4号、日米FTA推進に反対する意見書についてであります。審査方法は、本会議において審査をいたします。
ウ、各委員会所管事務調査報告書。総務常任委員会、厚生文教常任委員会。審査方法は、本会議において審査をいたします。
エ、各委員会閉会中の継続調査申し入れについてであります。総務・産業建設・厚生文教・議会運営委員会から、それぞれ申し入れがあります。審査方法については、本会議において審査をいたします。
議員の派遣について。
審査方法は、本会議において審査をいたします。
町長提出の議案等についてであります。

ア、認定第1号から第10号、決算の認定10件であります。審査方法は、各会計決算審査特別委員会に付託し、閉会中に審査することといたします。

イ、報告第7号、報告1件。審査方法は、本会議において審査をいたします。

ウ、議案第47号から第55号、一般議案9件であります。審査方法は、本会議において審査をいたします。

エ、議案第56号から第59号、条例4件であります。審査方法は、本会議において審査をいたします。

オ、議案第60号から第66号、補正予算7件でございます。審査方法は、平成21年度各会計補正予算審査特別委員会へ付託し、会期中の審査といたします。

(4) 一般質問は、7人であります。

(5) 会期の決定についてであります。9月28日から9月30日の3日間とし、休会日をなしといたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

●議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から30日までの3日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から30日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（南谷議員） 日程第4、諸般の報告を行います。

本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。ご了承願います。

次に、平成21年6月24日開会の第2回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おむね別紙報告書のとおりであります。ご了承願います。

以上、諸般報告といたします。

●議長（南谷議員） 日程第5、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供してください。

●議長（南谷議員） 日程第6、副町長から行政報告を求められております。これを許し

ます。

副町長。

●副町長（大沼副町長） おはようございます。

平成21年第3回定例町議会に当たりまして、町長の入院と、町長が本定例町議会に出席できませんことについてご報告を申し上げます。

若狭町長は、腰痛のため札幌市内の病院に今年19日から入院中であり、医師の診断によりますと、腰椎椎間板ヘルニアとのことでございます。

町長といたしましても、入院に当たり、この28日より定例町議会が開催されることを医師に申し出、今定例会には応急的措置をとって出席するつもりで再三再四、傷みを緩和するための治療を行ってまいりましたが、残念ながら、現在は起きあがることも困難な状態であり、大変大事な定例町議会に出席できないことは大変申しわけなく、議員各位にその旨を伝えてほしいとの連絡がございました。

入院中の病院の準備が整い次第、手術を行うとのことでありますが、このような状況にありますため、町長は本定例町議会に出席できませんことをご報告申し上げ、ご了承を賜りたいと存じます。

以上、行政報告とさせていただきます。

●議長（南谷議員） これより、行政報告に対する質疑を行います。

報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義をただす程度にとどめていただきます。

質疑ございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、以上で行政報告を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第7、請願第1号 治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求めることについての請願書を議題といたします。

本件については、6月24日開催の第2回定例会において、総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査を求めていたところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

9番、菊池委員長。

●菊池総務常任委員長 本委員会に付託されました請願第1号について、ご報告を申し上げます。

付託された案件は、治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求めることについての請願書でございます。

審査の経過は、平成21年6月24日、第2回定例会において付託された本件につきまして

て、8月20日及び8月27日に本委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

結果として、採択すべきものと決しました。

以上、会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

●議長（南谷議員） お諮りいたします。

委員長の報告は、採択であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 討論ございますか。

（「はい」の声あり）

●議長（南谷議員） 討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

2番、堀議員。

●堀議員 私は、本定例会に付託されています請願第1号 治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求めることについての請願書に反対の立場として意見を申すものであります。

治安維持法については、旧大日本帝国憲法下における制定法律でございますが、この請願書の中で求められています、まず一つについては、賠償についてであります。この賠償については、戦後、既にもう60余年を経過しており、時間的な経過も相当数たっており、これを今請求するというものがいかなるものかというものが一つとしてございます。

また、旧大日本帝国憲法下で制定されました治安維持法に関して言うと、旧大日本帝国憲法の人権というものは、すべて法のもとへの平等ということで、今の日本国憲法のものであるように、基本的人権というものが本来普遍的な人権として制定されているものではないというものがああります。そういった旧時代の憲法、法律下において、この運用に関しては適正に運用されたものであると私は思っております。

また、国に対しての謝罪を求めることについてであります。戦後、国は大赦令というものをもって、この治安維持法の刑を受けた方々に対して大赦を行っております。その内容というのは、普通の大赦令のように恩赦ということで罪1等を減じるものではなく、その罪そのもののことをなしということにしております。そのことが明確に国の謝罪であるというふうに私は思うわけであります。

以上のことから、私は、本請願書に当たりまして反対の意見を申すものであります。

●議長（南谷議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、谷口議員。

- 谷口議員 私は、本請願に採択すべき立場から賛成の討論を行うものであります。

ただいま反対者が申し述べておりましたけれども、旧憲法下における治安維持法は、終戦後、その法律自体が破棄されてしまっているわけでありまして。これはどうしてかという、あの戦争を遂行する上で非常に国家動員を進めるというような立場から、国の言いなりになるような人たちをたくさんつくっていくということで、結果的には刃向かう人たちを片っ端からあの法律で牢獄に閉じこめてしまっていたと。その上に、皆さんもご存じのように、小林多喜二等は警察等で拷問の上、虐殺をされるというような悲惨な事件にもなっていたわけでありまして、そういう中で、結果的に獄中生活を送られた方々が、戦後、今、関係者が述べられましたように、大赦令によって罪そのものがなかったということになっているわけでありまして。

ところが、戦後数十年たっているにもかかわらず、たびたびあの時代に逮捕、投獄された人たちのことを持ち出して、あたかも極悪非道なことをやったようなことを国会等でも論議されてきている経過があるわけでありまして。大変苦勞をされた方々に対しては、ただ刑がなかったということだけではなくて、あの苦しみをやっぱり、後世に絶対残してはならないし、あのようなことに対する反省、謝罪がやっぱりきちんと行われていくべきではないのかなというふうに私は考えるわけでありまして。

そういう立場から、本請願をぜひ採択をして、国がその責任を明確にするということをしてぜひ実現をするようにしていきたいというふうに考えて、私は賛成の討論を行うものであります。議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

- 議長（南谷議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(なし)

- 議長（南谷議員） なければ、以上で討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（南谷議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（南谷議員） 日程第8、意見書案第4号 日米FTA推進に反対する意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。(朗読 省略)

- 議長（南谷議員） 提出者であります大野議員に提案理由の説明を求めます。

11番、大野議員。

- 大野議員 今定例会に提出されました意見書案第4号でございますけれども、日米F T A推進に反対する意見書の内容は、ただいま職員が朗読されたとおりで尽きるわけでございますけれども、補足説明をさせていただきたいと思っております。

もし日米F T A、これは自由貿易協定と言いますが、これが締結されれば、関税が撤廃されて、日本の農業、北海道の農業に過大な影響を及ぼすと推測されております。金額にして、ここにありますように1兆3,700億円、ほとんどの農家が壊滅状態になると言っても過言ではないと思っております。

ですから、アメリカとの貿易協定は、締結されれば、これに付随してオーストラリアとのE P Aも締結になってしまいますだろうし、全世界が自由貿易になって、日本にどんどん輸入品が入ってきて、日本の農業が危うくなってくる。自給率を上げなきゃなんないのに、日本の農業が壊滅的な状態になるということは絶対阻止しなければならない。

以上のことから、F T A推進に反対するものでございます。皆様議員の温かいご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

- 議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

(なし)

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第9、認定第1号 平成20年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成20年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成20年度厚岸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成20年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成20年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 平成20年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第10号 平成20年度

厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上10件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、本10件の提案理由の説明を求めます。

副町長。

- 副町長（大沼副町長） 平成20年度各会計決算書提出に際し、その執行状況等についてご説明いたします。

本年度は、港町地区における冠水対策事業として港町2条通外整備事業の実施や、高規格救急自動車の更新など防災対策事業の実施、当町の主要なイベント会場である子野日公園内散策路の整備、教育関連施設整備としましては、厚岸小学校耐震診断の実施やスクールバス整備のほか、真竜小学校改築事業については、平成15年度から改築事業に着手してまいりましたが、当年度の屋外運動場の整備をもって事業完了となったところでもあります。

さらに、年次計画的に進めております町道の改良舗装や公共下水道整備等の生活基盤整備、及び農林水産業の振興を中心とした、町民の要求に対応した諸事業を実施するとともに、特別養護老人ホーム「心和園」整備については、関係機関との協議を経て、入所施設増床のための設計業務を実施し、予算執行したのが主な施策成果の特徴となっております。

当該年度の当初予算では、一般会計が73億657万1,000円、各特別会計、国民健康保険、簡易水道事業、老人保健、下水道事業、介護保険、介護サービス事業、後期高齢者医療、これらを合算しますと110億803万4,000円の総体規模でありました。これに、年度内に必要に応じてそれぞれ所要額の補正を行い、最終予算は、一般会計においては、平成19年度繰越明許費1億236万7,000円を含め83億6,067万5,000円、各特別会計では36億9,654万円となり、総体においては120億5,721万5,000円となりました。

これらの内容は、次のとおりとなっております。

この最終予算に対しまして、各会計別の収支執行実績を申し上げますと、一般会計では、歳入で84億8,803万3,540円、執行率で101.5%、歳出では78億3,314万405円、93.7%の執行率となり、歳入歳出差し引きで6億5,489万3,135円の残額となりました。このうち、繰越明許費繰越額として2億8,530万9,000円、財政調整基金に3億円を積み立て、実質3億6,958万4,135円が翌年度繰り越しとなったところでもあります。

一方、特別会計であります、国民健康保険特別会計については、一般会計から1億1,727万3,394円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで6,522万5,100円の残額となり、これについては翌年度に繰り越し、精算の上、国庫負担金等の返還に充てるものであります。

簡易水道事業特別会計については、歳入不足となった685万9,514円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。老人保健特別会計については、平成19年度精算による医療給付費、国庫負担金の追加交付により、歳入歳出差し引きで1,380万8,873円の残額となり、この残額はすべて翌年度へ繰り越すものであります。

下水道事業特別会計については、歳入不足となった2億2,028万5,906円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

介護保険特別会計については、歳入で介護保険にかかわる負担分等として一般会計より1億2,209万7,155円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで4,702万7,278円の残額となり、こ

れについては翌年度に繰り越し、精算の上、国庫負担金等の返還金1,193万9,398円、介護給付費準備基金積立金3,508万7,880円に充てるものであります。

介護サービス事業特別会計については、歳入不足となった2,991万3,407円を一般会計より繰り入れ、収支の均衡を図りました。

後期高齢者医療特別会計については、当年度より新たに設置した特別会計となりますが、歳入で保険基盤安定分等として一般会計から3,232万6,022円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで42万3,800円の残額となり、これについては翌年度に繰り越し、広域連合納付金に充てるものであります。

以上が平成20年度決算報告による計数面での概要であります。より具体的な成果と実績等につきましては、別冊で配付いたしました決算書及び決算資料に基づきご検討いただくこととして、内容説明を省略させていただき、順次、ご質問等に応じて各担当課等より詳細な説明をいたしたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 続きまして、認定第9号 平成20年度厚岸町水道事業会計決算の内容について説明申し上げます。

決算書の1ページをお開き願います。

1ページと2ページは、平成20年度厚岸町水道事業会計決算報告書でございます。

1ページの収益的収入及び支出から説明申し上げます。

初めに収入でございます。

1款水道事業収益は、予算2億3,752万9,000円に対し決算では2億3,865万3,977円となり、予算に比べ112万4,977円、0.5%増となりました。内訳は、1項営業収益が、予算2億3,009万円に対し決算では2億3,120万7,220円となり、予算に比べ111万7,220円の増、2項営業外収益では、予算743万9,000円に対し決算では744万6,757円となり、予算に比べ7,757円の増となりました。

次に、支出であります。1款水道事業費用は、予算2億5,105万4,000円に対し決算では2億4,873万8,449円の執行で、231万5,551円、0.9%不用額となりました。内訳は、1項営業費用が、予算2億966万3,000円に対し決算では2億763万962円の執行で、203万2,038円の不用額となりました。2項営業外費用は、予算4,119万1,000円に対し決算では4,110万7,487円の執行で、8万3,513円の不用額となりました。4項予備費については、予算20万円に対し決算はゼロ円で、全額不用額となりました。

2ページをお開き願います。資本的収入及び支出でございます。

初めに収入でございます。

1款資本的収入は、予算1億6,006万4,000円に対し決算では1億6,004万5,550円で、予算に比べ1万8,450円、0.01%減となりました。内訳は、1項企業債が、予算1億5,550万円に対し決算も同額。5項工事負担金が、予算456万4,000円に対し決算では454万5,550円で、1万8,450円の減。6項補償金はございませんでした。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出では、予算 2 億 5,180 万円に対し決算では 2 億 5,145 万 4,454 円で、34 万 5,546 円、0.1% 不用額となりました。内訳は、1 項建設改良費が、予算 7,711 万 7,000 円に対し決算では 7,677 万 2,486 円で、34 万 4,514 円の不用額。2 項企業債償還金が、予算 1 億 7,468 万 3,000 円に対し決算では 1 億 7,468 万 1,968 円で、1,032 円の不用額となりました。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,140 万 8,904 円は、過年度分損益勘定留保資金 8,775 万 3,073 円と、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 365 万 5,831 円で補てんするものであります。

3 ページは、損益計算書でございます。

営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は 1,571 万 6,229 円ですが、これに営業外収益を加え、営業外費用を差し引きますと、1,441 万 1,561 円の経常損失となりました。当年度純損失も同額でございます。これに前年度繰越利益剰余金 528 万 5,914 円を充て、当年度の未処理欠損金は 912 万 5,647 円でございます。

4 ページと 5 ページは、剰余金計算書でございます。一年間の剰余金の変動につきまして、利益剰余金と資本剰余金、それぞれ記載のとおりであります。

6 ページをお開き願います。欠損金処理計算書(案)でございます。

当年度未処理欠損金 912 万 5,647 円につきまして、利益積立金以外の利益剰余金をもって処理し、欠損金を翌年度に繰り越さないこととするものでございます。

7 ページと 8 ページは、貸借対照表であります。

平成 21 年 3 月 31 日現在の資産の合計は 23 億 9,773 万 6,493 円で、このうち固定資産が 21 億 281 万 8,982 円、流動資産が 2 億 9,491 万 7,511 円でございます。

8 ページには負債と資本について記載しております。

負債の合計は 358 万 8,012 円で、すべて流動負債でございます。

資本の合計は 23 億 9,414 万 8,481 円で、このうち資本金が 17 億 3,943 万 1,953 円、剰余金が 6 億 5,471 万 6,528 円でございます。

負債と資本の合計は、23 億 9,773 万 6,493 円でございます。

次に、9 ページからは事業報告書でございます。

9 ページ、10 ページは概況について、(1) 総括事項として業務の状況及び経営の状況を記載しております。内容は、記載のとおりでございます。

11 ページは、(2) 議会議決事項、(3) 行政官庁認可事項、(4) 職員に関する事項でございます。内容は、記載のとおりであります。

12 ページの工事につきましては、(1) 建設改良では、住の江町 11 号線と湾月町 1 号線の配水管を新設いたしましたほか、老朽化した仕切り弁の更新や床潭配水池流量計の更新など 8 件の工事を行いました。(2) メーター設備では、新規に 68 個のメーターを設置しまして、有効期間が満了したメーター 557 個の取り替えを行いました。

13 ページの業務につきましては、(1) 業務量では、給水人口は 9,964 人で、前年度に比べ 166 人増加いたしました。これは尾幌と小島地区が加わったことによる増でございます。給水戸数は 5,848 戸で、前年度に比べ 287 戸の増、同じく尾幌と小島の増によるものでございます。配水量は 133 万 4,341 m³ で、前年度に比べ 6 万 5,131 m³ 減少いたしました。有収水量も 100 万 7,801 m³ で、前年度に比べ 1 万 4,559 m³ の減となりましたが、有収率は 75.5 % と、前年度に比べ 2.4 ポイント増となりました。漏水調査などの効果が少しずつではあ

りますがあらわれてきているものと考えております。一日の平均配水量は3,655 m^3 で、前年度に比べ179 m^3 の減、一日の最大配水量は4,551 m^3 で、前年度に比べ231 m^3 増となりました。

(2)事業収入に関する事項と、14ページにあります(3)事業費に関する事項につきましては、別に配付しております認定第9号説明資料、平成20年度厚岸町水道事業会計決算に係る収益的収支明細書(消費税抜き)により説明いたします。

まず、収入でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益は2億1,960万351円で、前年度に比べ6.3%減となりました。これは、20年度から尾幌地区と小島地区が給水区域となったことで、前年度に比べ、農業用が534万6,380円の増、一般用で105万177円の増など、浴場用を除く各用途で増加したものの、尾幌簡易水道の受水費2,170万7,911円と小島簡易水道の受水費147万5,936円が減収となり、給水収益全体で1,488万8,675円の減収となったものでございます。2目受託工事収益は59万7,000円で、前年度に比べ21.4%減、これは、給水工事手数料の減でございます。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金では60万8,438円で、前年度に比べ89%増、これは、預金利息と貸付金利息の増でございます。2目他会計補助金は655万7,000円で、前年度に比べ6,950.5%の増ですが、これは、一般会計から所管がえとなった給水施設の維持管理経費に対する補助金の増でございます。3目雑収益は28万1,059円で、前年度に比べ79.7%の減、これは、退職手当納付金精算還付金の減でございます。

次に、支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費では4,742万6,522円で、前年度に比べ18.7%増でございます。拡張された給水区域の設備機器等の修繕や維持管理等のため、前年度に比べ委託料で254万3,727円、修繕費で282万7,389円の増などが主なものでございます。2目配水及び給水費では835万4,424円で、前年度に比べ0.2%減、備消耗品費、委託料の減などが主なものでございます。4目総掛かり費では5,121万4,855円で、前年度に比べ2.4%増。職員1名減により、給料、手当、法定福利費の人件費が合わせて519万5,072円の減でございますが、委託料が546万249円の増、賃借料が109万3,771円、それから保険料が12万4,518円の増などが主なものでございます。5目減価償却費では9,401万1,517円で、前年度に比べ0.4%増、機械及び装置の減価償却費の増でございます。6目資産減耗費では347万3,804円で、前年度に比べ125.8%増、配水管除去費の増が主な理由でございます。

次に、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取り扱い諸費では3,757万4,287円で、前年度に比べ7%減、これは、企業債利息の減でございます。2目消費税及び地方消費税、3目雑支出ともにございません。

水道事業収益から水道事業費用を差し引いた当年度純損失は、1,441万1,561円でございます。

ここで、決算書の14ページにお戻りを願います。

(4)給水装置工事の状況、(5)委託調査業務、それから15ページに参りまして、4、会計、(1)企業債の概況、(2)議会の議決を経なければ流用できない経費の決算につきましては、それぞれ記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

16ページをお開き願います。

16ページから18ページまでは収益費用明細書でございます。いずれも記載のとおりでございます。

19ページは固定資産明細書でございます。(1)有形固定資産明細書、(2)は無形固定資産明細書でございます。ともに記載のとおりであります。

20ページは企業債明細書でございます。21ページまで記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上が平成20年度厚岸町水道事業会計決算の内容でございます。ご審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 続きまして、認定第10号 平成20年度厚岸町病院事業会計決算の内容についてご説明を申し上げます。

平成20年度厚岸町病院事業会計決算書1ページをお開き願います。

まず、収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

収入であります。1款病院事業収益では、予算13億727万6,000円に対し決算では12億8,787万3,989円となり、予算に対し1,940万2,011円、1.5%の減となっております。これは、1項医業収益、予算9億5,848万1,000円に対し決算では9億3,842万7,236円となり、予算に対し2,005万3,764円の減となったものであります。2項医業外収益では、予算3億4,879万5,000円に対し決算では3億4,944万6,753円となり、予算に対し65万1,753円の増となったものであります。

次に、支出であります。1款病院事業費用では、予算13億524万8,000円に対し決算では12億7,245万8円の執行で、3,279万7,992円、2.5%の不用額となっております。これは、1項医業費用で、予算12億316万円に対し決算では11億7,909万8,803円の執行で、2,406万1,197円の不用額であります。2項医業外費用では、予算1億178万8,000円に対し決算では9,335万1,205円の執行で、843万6,795円の不用額であります。3項予備費では、予算30万円に対し支出がなく、全額不用額となったものであります。

2ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

収入では、1款資本的収入、予算1億6,380万8,000円に対し決算では1億6,380万6,875円で、予算に対し1,125円の減であります。これは、1項補助金で一般会計及び防衛施設周辺整備の補助金の内容となっております。2項では、寄附金で予算30万円に対し同額の収入となったものであります。

次に、支出であります。

1項資本的支出では、予算1億6,385万8,000円に対し決算では1億6,385万6,875円で、収入と同額の1,125円の不用額となっております。1項建設改良費、2項企業債償還金は記載のとおりであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5万円は、前年度からの繰越寄附金で補てんを行ったものであります。

3ページは、事業損益計算書であります。収益から費用を差し引いた計算書でありま

すが、下から3行目にあります当年度純利益が789万7,931円で黒字決算となったものがあります。

4ページをお開き願います。

4ページ、5ページは剰余金計算書、5ページ下段は欠損金処理計算書であります、平成20年度末の累積欠損金は9億4,880万7,568円を次年度へ繰り越す内容であります。

6ページをお開き願います。

6ページ、7ページは貸借対照表であります。平成21年度3月31日現在の財産状況を示すものであります。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

8ページをお開き願います。

8ページからは事業報告書であります、1として概況、(1)では統括事項を、9ページの(2)議会議決事項、(3)行政官庁認可事項、(4)職員に関する事項についてそれぞれ記載しておりますが、正職員数で、前年度末61人が本年度末65人で、4人の増となっております。

そのほか記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

10ページをお開き願います。

10ページは、2、工事、(1)資産取得の状況であります、医療器械ほか台数で16台を取得しております。

次に、3、業務の内容であります、患者数を前年度と比較いたしますと、入院患者数では延べ人数3,673人、1日平均で9.9人のそれぞれの減、外来患者数では延べ人数で713人、1日平均で1.9人のそれぞれの減少となっております。次に、病床利用状況であります、一般病床では4.1%、療養病床では7.1%、それぞれの減となっております。全体では10.1%の減でございます。

11、12ページは事業収入及び事業費に関する事項であります、3ページの損益計算書の項目ごと前年度との比較となっております。この内容につきましては、別にお手元に配付させていただいております認定第10号説明資料、平成20年度厚岸町病院事業会計決算に係る収益的収支説明書(消費税抜き)により説明をさせていただきます。

(発言する声あり)

●病院事務長(斉藤事務長) 大変申しわけございません。水道の資料と同じところに入っております。

よろしいですか。

それでは、この資料に基づきまして、款、項、目により説明をさせていただきます。

まず、収入であります。

1款、1項、1目入院収益では4億2,497万8,373円の決算額で、前年度比14.3%の減となっております。患者数では3,673人の減、金額では1人1日当たり51円の増となっております。2目外来収益では4億5,845万5,515円で、前年度対比3.4%の増、患者数では713人の減であります、1人1日当たりの金額で323円の増となったところでございます。3目その他医業収益では5,245万7,385円で、前年度対比6.7%の減、特別室の差額収益、

一般健診などの減に伴う減少が主な内容であります。

次に、2項医業外収益の1目受取利息及び配当金では2万6,777円で、前年度対比55.9%の減。2目患者外給食収益では168万296円で、前年度対比4.6%の増。職員用給食の食数の増による内容であります。3目その他医業外収益では772万5,826円で、前年度対比21.1%の増。あみかの光熱水費等受入科目変更による増、託児所等の受入年齢を3歳までに引き上げたことによる増が主な内容となっております。4目他会計補助金では3億3,930万6,125円で、前年度対比1.3%、419万86円の増であります。主な増減内容としましては、改革プラン策定経費、救急医療対策経費などが増となったものでございます。5目道補助金では32万9,000円の皆増で、院内託児所運営費補助基準に該当し、補助を受けております。6目雑収益は180円で、消費税計算の過程における端数処理の計上となっております。

次に、支出であります。

1款、1項、1目給与費では7億791万1,793円で、前年度対比4.1%の増、職員退職補充を含む4名の増員による給与費増と応援費の賃金増によるものでございます。2目材料費では1億5,279万4,225円で、前年度対比11.5%の減、医業収益減に伴う使用材料費の減、薬品在庫管理の小売負荷、使用する薬品の規格統一化、無駄を省く取り組みによる材料費の購入の減によるものでございます。3目経費では2億5,117万8,323円で、前年度対比1.7%の減であります。内容につきましては、光熱費で185万円の増、使用料で1,190万5,000円の増となった反面、燃料費で141万2,000円の減、修繕費関係で226万5,000円の減、委託費で1,490万2,000円の減、医師派遣負担金などで123万2,000円の減となり、合計で431万5,702円の減となったものであります。4目減価償却費では5,532万8,540円で、前年度対比1.5%の減、5目資産減耗費では768万9,020円で、前年度対比53.5%の増であります。内容につきましては、医療器械の処分に伴う除却費の増であります。6目研究研修費では349万7,806円で、前年度対比15.7%の増、主に研修参加旅費交通費の増でございます。

次に、2項でございまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費では8,078万948円で、前年度対比5.5%の減であります。2目医療技術員確保対策費では112万7,735円で、前年度対比70.3%の減です。昨年6月末に医師1名の派遣終了に伴う負担金の減が主な内容であります。3目雑損費では1,242万5,156円で、前年度対比4.8%の増であります。内容につきましては、記載のとおりでございます。4目繰延勘定償却では432万8,000円、前年度同額でございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

決算書13ページにお戻り願います。

4、会計の(1)では企業債の概況、(2)では一時借入金の概況、(3)では議会の議決を経なければ流用することのできない経費の決算について、14ページから17ページは収益費用明細書でございます。18ページは固定資産明細書、19ページは企業債明細書、いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

なお、お手元に認定第10号補足資料、平成20年度厚岸町病院事業会計決算に係る未収金内訳という補足資料を別に配付させていただいておりますので、参考としていただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明でございますが、認定第10号 平成20年度厚岸町病院事業会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。
今村代表監査委員。

- 代表監査委員（今村代表監査委員） ただいま上程されました平成20年度厚岸町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定、並びに水道事業会計及び病院事業会計の決算認定について、決算審査の概要を申し上げます。

まず最初に、平成20年度一般会計並びに各特別会計の決算状況について、千円単位で申し上げますと、総額では歳入が122億2,419万4,000円、歳出では114億4,281万6,000円となり、歳入歳出差し引き額7億8,137万8,000円の収入増の決算となっております。各会計ごとの決算状況につきましては、ただいま副町長のほうから報告があったとおりの内容であります。

次に、決算審査の中で今後特に努力を望みたい事項について申し上げたいと存じます。

まず、歳入関係についてであります。自主財源の根幹である町税については、決算額が予算額を上回り、約1,177万円の増収となり、収納努力が見られますが、その反面、決算額に達しない科目も見受けられます。これは、予算編成上、決して好ましいことではないので、改善が必要であります。

また、税込と税外収入を合わせた収入未済額は、繰越事業に係る未収入特定財源を除き1億7,134万8,355円となり、前年度より606万9,972円増加しております。交付税や補助金など依存財源の減少が危惧される厳しい状況のもと、自主財源である町税等の確保は大変重要なことであるので、その実態を十分に把握するとともに、こうした収納未済額の解消について、負担の公平を欠くことにならないよう、さらに一層の努力を望むものであります。

次に、歳出関係ですが、一般会計における不用額は1億7,693万7,000円で、昨年と比較して約5,268万円増加しています。計上経費については、より一層、経費節減に努めたことが認められますが、一部には補正予算で措置することが必要であったものも見受けられます。また、特別会計に対する繰出金の不用額についても多額にわたるものも見受けられるので、より一層、事務事業の実態を的確に把握した上で適切な予算措置を行うことを望むものであります。

その他、細部の点につきましては、お手元に配付してございます決算審査意見書をざらんにいただきたいというふうに存じますが、地方自治法第233条の規定により、町長から審査に付された平成20年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書に表示された計数については、誤りがないものと認められたものであります。

今後とも少子高齢社会に伴う社会保障費の増大、さらに地方交付税等の削減などにより、当町の財政運営は極めて厳しい状況にあります。第3次財政運営基本方針に基づき、効率的な行財政運営を心がけるよう希望するものであります。

次に、平成20年度厚岸町水道事業会計及び病院事業会計につきまして、決算審査の概

要を申し上げます。なお、金額につきましては、消費税及び地方消費税込の額で申し上げます。

初めに、水道事業会計より申し上げます。

第3条予算の収益的収入及び支出であります。収入では2億3,865万3,977円に対し支出は2億4,873万8,449円となり、差し引き1,008万4,472円が当年度の純欠損となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出であります。収入の1億6,004万5,550円に対し支出は2億5,145万4,454円となり、差し引き9,140万8,904円の収入不足となります。不足する額については過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てん処理をしております。

続きまして、病院事業会計について申し上げます。

第3条予算の収益的収入及び支出であります。収入では12億8,787万3,989円に対しまして支出は12億7,245万8円となり、差し引き1,542万3,908円が当年度の純利益となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出であります。収入の1億6,380万6,875円に対し支出は1億6,385万6,875円となり、収支差し引き5万円の不足を生じておりますが、繰越寄附金5万円で補てん処理をしております。

以上、平成20年度の水道事業会計及び病院事業会計の決算について、その概要を述べましたが、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました平成20年度厚岸町水道事業会計決算並びに病院事業会計決算に係る各諸帳簿は、いずれも関係法令に準拠して作成され、また、表示された計数についても誤りがないものと認められました。

なお、水道事業につきましては、給水人口や事業所の減少、節水意識の普及などにより給水収益の増収に期待できない状況の中で、将来を見据えた健全化計画の策定が急務と思われれます。老朽化した浄水場、廃水場等の施設更新、機器設備の改修など、水の安定供給と効率的な事業運営に鋭意努力されることを期待するものであります。

また、病院事業につきましては、病院事業経営改革プランに沿って経営改善に努められた結果、単年度の収支改善が図られ、未処理欠損金は暫減しつつありますが、いまだ9億4,800万円余り残っておりますので、今後も引き続き健全な病院経営が維持されるよう、関係者の一層の努力を望むものであります。町民が安心して医療を受けられるよう、他の医療機関との連携を継続し、診療体制と内容の充実を図り、町民の命と健康を守る公的病院として事業運営に鋭意努力されんことを期待いたしまして、口頭報告といたします。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 本10件の審査方法についてお諮りいたします。

本10件の審査については、議長並びに議会選出監査委員を除く14名の委員をもって構成する平成20年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本10件の審査については、議長並びに議会選出監査委員を除く14名の委員をもって構成する平成20年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することに決定しました。

監査委員から字句の修正が求められておりますので、これを許します。

監査委員事務局長。

- 監査委員事務局長（小倉局長） 大変貴重な時間、申しわけございません。

お手元に配付をいたしております平成20年度厚岸町公営企業会計決算審査意見書、これの18ページ、追加で持ってきたほうをごらんになっていただきたいと思います。ちょっと、よろしいでしょうか。18ページのところを見ていただきたいと思いますが、そこにアの収益という2行の欄があるかと思います。次のページをめくってください、19ページ。同じ事項がア、収益として、同じ項目が2行にわたって入っているかと思いますが、大変申しわけございません、18ページのほうの収益のところを削除していただきたいと思います。

重ね重ねの不手際で、大変申しわけございません。今後なきよう努めますので、ご容赦ください。大変失礼をいたしました。

- 議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時22分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第10、報告第7号 平成20年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました報告第7号 平成20年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、その内容をご説明申し上げます。

これら比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき議会に報告するものでございます。

各比率の概要につきましては、既にお手元に配付しております報告第7号説明資料によりご説明させていただきます。両面刷りの2枚物のA4の横の物が行っているかと思

いますが、よろしいでしょうか。

それでは、資料に基づきご説明させていただきます。

資料のまず1ページでございます。実質赤字比率と連結実質赤字比率でございます。

最初に実質赤字比率についてでございますが、この比率は、一般会計の実質的な赤字額が標準財政規模に対してどのぐらいの割合なのかを示す比率でございます。表の上段右側、太枠網かけをしているところが比率で、黒い三角で表示してございます7.52%となっております。前年度との比較では3.2ポイントの黒字の比率の増加、いわゆる改善ということになります。昨年、平成19年度は4.32、欄外に4.32%と書いてありますが、本年は三角の7.52ということでございますので、3.2ポイントの黒字の比率が増加、いわゆる改善しているということになります。なお、下段には昨年度ということでありませう。

また、この表につきましては、赤字比率ということの表現でありますので、先ほども申し上げましたが、黒字であるため黒三角がついているところでございます。赤字であれば当然ここに、三角のつかない整数で数字が出るところでございますが、黒字であるので、あえて三角の表示をつけて、黒字という意味でございます。

次に、連結実質赤字比率でございます。当町のすべての会計の実質赤字収支額と資金不足・剰余額の合計額を標準財政規模で除した値がこの比率となり、表の右下、下段のとおり、三角の13.94%、ちなみに昨年度は三角の6.86%、欄外に書いてありますが、比較で7.08ポイント黒字の比率が増加、いわゆる改善しているところでございます。この表記も、前段、実質赤字比率で申し上げたとおり、実質赤字ではなく黒字であることから、こういう三角表記をさせていただいているところでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

実質公債費比率でございます。この比率は、一般会計が負担しなければならない実質的な借入返済金、いわゆる公債費や特別会計等の借入返済金などが標準財政規模に対してどのぐらいの割合なのかを示す比率で、過去3カ年の平均値を言うところでございます。項目ごとの詳細な説明は省略させていただきますが、下段に計算式を記載してございます。この計算式により算出し、単年度の比率は端数処理をせず、3カ年平均の比率は小数点第2位以下切り捨てで算出しております。本年度の比率でございますが、15.6%、昨年度では16.4%でございます。前年度との比較では0.8ポイントの減少、改善しているところでございます。

次に、3ページをお開き願います。

将来負担比率でございます。この比率は、一般会計が負担しなければならない実質的な負債が標準財政規模に対してどのぐらいの割合なのかを示す比率でございます。比率についてでございます。項目ごとの詳細な説明は省略させていただきますが、下段に計算式を記載してございます。この計算式により算出し、本年度は183.9%、平成19年度は184.0%で、前年度比較では0.1ポイントの減少、ほぼ横ばいというところでございます。

次のページ、4ページになりますが、資金不足比率でございます。この比率につきましては、公営企業会計ごとの資金不足額が事業規模に対してどのぐらいの割合を示すのかの比率でございます。この比率の対象となる会計につきましては、記載のとおり4会計となっております。

会計ごとの比率でございますが、水道事業会計は、マイナス表示、黒い三角の表示で

132.7%、前年の平成19年の比率は126.2%。このマイナス表記につきましては、資金不足ではなく、資金剰余、いわゆる黒字であることからマイナス表記となるところでございます。また、前年度の比較では6.5ポイント黒字の比率が増加、いわゆる改善しているところでございます。

次に、病院事業会計でございます。9.6%、平成19年度は16.8%でございましたが、前年度との比較では7.2ポイント減少、いわゆる改善しているところでございます。この主な要因につきましては、表中①の流動負債について、会計年度末現在において一時借入金の残高が前年度より減少したことにより低くなったものでございます。

次に、簡易水道事業及び下水道事業会計でございますが、収支ゼロのため、ゼロ%でございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

議案書11ページにお戻りください。本文でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成20年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。

議案書の12ページ、隣のページになります。別紙でございます。

平成20年度厚岸町一般会計における健全化判断比率及び資金不足比率。(1)健全化判断比率。平成20年度でございます。表の①実質赤字比率、ハイフン、比率なし、いわゆる黒字でございます。②連結実質赤字比率、ハイフン、比率なし、黒字でございます。③実質公債費比率、15.6%。④将来負担比率、183.9%。早期健全化基準比率は、表の右の欄に記載のとおりでございます。(2)資金不足比率。表、水道事業会計、ハイフン、比率なし、黒字でございます。病院事業会計、9.6%。簡易水道事業特別会計、ハイフン、比率なし、黒字、収支ゼロでございます。下水道事業特別会計、ハイフン、比率なし、ゼロでございます。経営健全化基準比率につきましては、それぞれ表の右欄に記載のとおりでございます。

なお、ただいまご説明させていただきました平成20年度決算にかかわるこれら各比率から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき健全化基準比率が適用されることとなっているところでございます。いずれの比率につきましても、基準比率を下回っているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上をもちまして報告第7号の内容説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 次に、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

代表監査委員。

●代表監査委員（今村代表監査委員） ただいま議題となりました、報告第7号 平成20年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び基金不足比率の報告について、厚岸町財政経営健全化審査の概要について申し上げます。

審査した結果につきましてはお手元に意見書を配付してございますが、別紙意見書の

とおり、健全化判断比率として示されました4項目とも早期健全化基準以下となり、また、病院会計の基金不足比率についても同様に、基準内におさまり、おおむね良好な財政運営がなされているものと思います。次年度以降においても、財政健全化の方針に沿って堅実な財政運営が行われることを期待するものであります。

なお、標準財政規模の数値が交付税等の減額により変動すれば比率が上がるおそれも出てくるので、その動向には十分配慮する必要があると考えます。

財政健全化法第3条第1項の規定に基づき、町長から審査に付されました健全化比率の算定と、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われており、誤りがないものと認められたことを申し上げ、口頭報告といたします。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 ちょっとお伺いしたいんですが、(2)の資金不足比率なんですけど、簡易水道、それから下水道事業がゼロということですよ。それで、これは一般会計からも繰り入れを行って歳入歳出均衡をとったことからこういうふうになっているのかなというふうに思うんですけど、そういう判断でいいんですか。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 10番議員ご指摘のとおりでございます。収支ゼロということで、このようなゼロ%という比率が出ているところでございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 一般会計のほうの健全化の状況を片方では示していますよね。そうしながら、簡易水道、それから特別会計は、繰り入れがないと結果的には、これは赤字になると思うんですけど、繰り入れをしたことを認めた上でも健全化比率を出せるというふうになっているんですか。その辺ちょっと。

後で結果的に繰り入れしたものは別ですよ。例えばこれを繰り入れしていないと一般会計の健全化率はさらによくなるわけですよ、単純に見ていくと。そういうふうになると思うんですけど、後々これが指摘をされるような状況になるというふうな心配はないのかどうなのか、お伺いをいたします。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 大変説明不足で申しわけございません。まず、この資金不足比率につきましては、省令に定めるところによりまして、厚岸町では一般会計、それから簡易水道事業特別会計というふうに分けておりますが、4ページに書かれてありますとおり、公営企業会計法非適用事業というふうに分類されてございます。したがって、

この分類にするということは、資金、いわゆる不足比率を出さなければならないという法の規定になっているところから、ここに簡易水道事業、それから下水道事業会計が載ってきているところでございます。

それは法律に基づいてこういう比率を出すところでございますが、先ほど議員のご指摘の内容につきましては、従来、簡易水道会計、下水道会計につきましては、一般会計からの繰り入れによって収支均衡をずっと保ってきたところでございます。そのことによってイコール資金不足がなくなっていると。ただし、法に定める会計の区分として、企業会計に属する、法非適用会計に属するというところで、資金不足の比率の第4ページのこの表に載ってくるということになります。

言っている意味、おわかりいただけましたでしょうか。よろしいでしょうか。ということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（南谷議員） 日程第11、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議運用内規64に規定のとおり、本定例会の一般質問の時間は、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問者並びに理事者におかれましては、5分前に鈴を鳴らしますので、質問及び答弁が時間内におさまるよう努めてください。

初めに、4番、高橋議員の一般質問を行います。

4番、高橋議員。

●高橋議員 平成21年度の第3回厚岸町議会定例会に当たり、先般通告のとおりお尋ねをいたします。

その前に、本定例会は、先ほど副町長から行政報告の中で、町長が不在であります。体調を崩し、治療に専念とのことであり、1日も早い回復を願い、心からお見舞いを申し上げます。

第4期厚岸町総合計画第8次実施計画の中にもあるように、急速に減少が進む人口問題、つまり過疎対策が明記されていないのはなぜなのか。いずれにしても、現在の当町の人口が急速に減少が進む中で、現況に歯どめをかける対策はあるのか、お伺いをするところであります。あるとするならば、その具体的な取り組みについてのお示しを願いたいのであります。

次に、後継者対策について伺います。

まず、厚岸の経済活動を支えているのは、1次産業であるところの水産業を初めとす

る酪農業、商工業の安定が何よりも大切かと思うのであります。まず経済が安定、成長しなければ町の発展につながらないことは、私が言うまでもないところであります。

町は、快適に暮らせる協働のまちづくりを目指し、地域の活性化対策にもしっかりと取り組みながら、自然と調和のとれた快適な環境をつくり、活力に満ちた豊かな産業の育成に取り組みたいとのことではあります。特に後継者対策、若い担い手育成について、厚岸町の第4期総合計画第8次実施計画の中からは、何ら具体策が見えてこないであります。厚岸町が進める後継者対策は、これではたしてよいのでしょうか。

厚岸町は、単に後方支援しかできないのですか。こんなことでは、大切な産業の担い手が育つ環境には全くないと言わざるを得ないのであります。町からは、今後の後継者、若い担い手育成に対する対策について、明確に、より具体的に説明を求めるものであります。

次に、定住自立圏構想の参加について、当町の考えについて伺いたいのであります。

この件につきましては、去る9月10日朝刊に、釧路市議会が9月9日開会した定例市議会で、定住自立圏構想の実施団体について、本年12月中に中心市宣言を行い、協議が整った町村との協定議案を来年2月の定例会に提出したいと表明しているところであります。今後は釧路管内町村と協議を進めるとしているようではあります。釧路市は8月、釧路管内の全7町村に参加を呼びかけたところであり、釧路市によると、現在、釧路町と具体的な協議を進めており、白糠、鶴居村も参加を検討しているようで、釧路市は、同構想実施団体入りを目指す理由として、定住自立圏を形成した市町村にはさまざまな国の支援策があるので早期に取り組むことにしたと述べているところであります。

当町はどのような取り組みをしているのか、お聞かせを願いたいのであります。また、さまざまな国の政策について、内容のわかる範囲でお聞かせを願いたいと思うところであります。

以上で1回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 4番、高橋議員のご質問にお答えをいたします。

快適に暮らせる協働のまちづくりを目指し、地域の活性化対策の取り組みについてのお尋ねのうち、まず1点目の急速に進む当町の人口減に歯どめをかける対策はあるのかについてであります。厚岸町の人口は、本年8月末現在で1万983人です。5年前の平成16年8月には1万2,124人でありましたので、1,141人が減少しており、さらに、10年前の平成11年8月との比較では1,821人の減少と、人口減少に歯どめがかからない状況が続いております。

これを年齢別人口の推移で見ますと、ゼロ歳から14歳までの年少人口では、5年前との比較で342人の減少、10年前とでは725人の減少となっており、15歳から64歳までの生産年齢人口では、5年前との比較で994人の減少、10年前とでは1,701人の減少となっております。一方、65歳以上の老年人口は、5年前との比較で195人の増加、10年前とでは605人の増加で、少子高齢化が進展しており、町の経済を支える生産年齢人口の比率が低下している状況にあります。

さらに、5歳階級別人口をもとに5年後の人口を分析しますと、15歳から19歳の年齢階層が20歳から24歳に達したときの比較において、平成11年から平成16年への移行で297人の減少、平成16年から平成21年への移行では286人が減少しており、いずれも他の年齢階層と比べ突出した数字となっており、この年齢階層は、進学や就職を迎える時期と重なっています。このことから、厚岸町の人口減少は、少子化の進展のみならず就職や進学のために厚岸町から転出していることが大きな要因となっていることがうかがえます。

現在、策定作業を進めている第5期厚岸町総合計画の策定過程で行った小・中学生アンケート調査の結果でも、厚岸町に愛着を感じていると回答した児童生徒が約81%もいるものの、将来、町外に移り住みたいと思っている児童生徒が約33%おり、その主な理由として、進学したい学校がないから、自分に合う仕事・職業がないからが約5割を占めております。また、15歳以上を対象とした町民意識調査の結果でも、今後できれば転出したいと感じている町民が約21%もおり、その転出したい理由として、医療や福祉で不安だから、自分に合う仕事・職場がないから、老後の生活が不安だからということが上位を占める調査結果となっております。

しかし、我が国の総人口自体が平成16年以降減少局面に入り、出生率の低下などにより今後も急速に減少することが見込まれ、大都市圏も地方圏も人口が減少するという厳しい状況が予想されており、大多数の自治体で本町と同様の悩みを抱えております。

これらの状況を踏まえると、人口減少に歯どめをかける有効な手だてを打ち出すことは極めて難しい状況にありますが、人が生活するために最低限必要な所得を得る就労の場や新卒者が働きたいと思える就職先の確保が極めて重要でありますし、同時に、基幹産業である漁業、酪農業の振興策にも継続して取り組んでいながら、町民の皆さんが安心して暮らし、今後も住み続けたいと思えるまちづくりを進めていかなければなりません。その一方で、地域の経済活力や活性化を促進するためには、定住人口だけでなく交流人口の増加に向けた取り組みも大事です。観光産業の振興を初めとした魅力ある地域づくりも同時並行的に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、2点目の漁業、酪農、商工業にかかわる後継者対策についてであります。まず、漁業については、基本的には漁業生産体制が強化され、漁家経営の安定が図られることが第一の後継者対策と考えております。水揚げの変動や資源の減少、燃油や資材の値上がり、漁価の低迷などにより漁家経営は非常に厳しい状況にあるため、親が子供に跡を継がせない、子供も後を継がないというようなケースも増え、漁業経営体の減少や高齢化が進んでおります。このため、まず現在進めている漁業振興施策を確実に実施し、漁家経営の安定を図る必要があります。

また、後継者を育成するための具体的な研修施設としては、道内には道立の漁業研修所が鹿部町にあり、次世代を担う漁業後継者の育成と就業者の知識・技術の習得や地域リーダーの資質向上などを図るため各種の研修を行っておりますが、ここ数年、当町からは研修受講者がおりません。これは、当町が北海道内3校の水産高校のうちの1校である厚岸水産高校を有していたため、当町から漁業後継者を志す子供の多くは厚岸水産高校に進学し、必要な知識や技術を習得して家業についていたことが多いためであり、水産高校を有していた当町の優位性をあらわしております。本年4月に厚岸潮見高校と統合し開校した厚岸翔洋高校にも、引き続き漁業後継者の育成確保に大いに期待してい

るところであり、当町といたしましても、引き続き生徒の実習や各種の試験研究活動へ支援をしております。

また、実際の後継者の集まりである厚岸漁協青年部に対し、各種の試験事業へ技術的な支援を行っており、厚岸湾ニシン放流技術検討会やシングルシード養殖技術検討会の各種の作業や調査、研究会などの取り組みについても、若手後継者も含めて着実に継続実施しております。そうした調査研究、研修などの地道な取り組みにより、新たな養殖技術の向上や後継者としての意識の向上が図られ、漁業後継者の育成確保が推進されているものと考えております。

このほか、国の補助事業で、漁業経験のない若手を担い手として確保するための漁業研修制度なども創設されていることから、これら制度の活用についても漁協や関係機関と連携し、対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、酪農にかかわる後継者対策についてであります。酪農におきましても、基本的には生産体制が強化され、経営の安定が図られることが第一の後継者対策であります。将来の酪農を担う若手後継者に対しては、農業改良普及センター等の協力をいただきながら専門的な知識や技術習得に向けた研修活動を促進し、担い手に対しては、みずから具体的な経営目標を掲げた農業経営改善計画を策定する認定農業者に対して、関係機関及び団体による一本化した営農支援に努めたいと考えております。

また、このほか釧路太田農協内の酪農実習生受入協議会が酪農に関心のある方を農業実習に受け入れる事業や、国の補助事業で後継者のいない酪農家の農業経営を新たに引き継ぐ農業経営継承事業のほか、国の緊急雇用対策として、新たに研修生を受け入れる農業者に対しての支援制度も創設されており、これらの制度の活用も考慮しながら、今後も関係機関及び団体と連携を図り、後継者対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、商工業にかかわる後継者対策であります。厳しい経営環境の中で、特に小売業や飲食業においては事業の継続が難しくなっており、結果において後継者がいない状況が生じ、廃業による商店街の衰退にも結びついております。このことは、製造業などほかの業種についても同様で、大変に難しい問題であります。

事業を継承するためには、その経営が継続でき得る状態でなければなりませんし、この事業経営については自助努力に負うところが基本になりますが、その支援の一環として、中小企業に対する町の融資制度の活用や、国または北海道の各種支援制度活用の促進を商工会とともに努めているところであります。また、事業をしっかりと継承できる後継者の育成につきましては、厚岸町商工会青年部が主体となり経営塾を開催し、講師を招いて、毎年4回程度の勉強会を行っております。

一方、国策レベルでは、平成20年5月に中小企業における経営の継承の円滑化に関する法律が成立し、平成21年4月の改正税法とともに既に施行されており、民法の遺留分に関する特例や金融支援、相続税・贈与税の納税猶予など、事業継承に向けた総合的支援策が進められておりますし、これらの支援策などを踏まえて、北海道商工会連合会では応援コーディネーターにより事業継承に向けた訪問相談やセミナーの開催などが行われており、厚岸町商工会でも事業継承にかかわる相談対応を行っております。

現在の状況を考えますと、後継者の問題はなかなか自助努力だけでは困難な問題であると思っております。この後継者対策は、地域力の向上、町の再生に直結する重要な課題であ

ると考えますし、この問題に対し町がどのような施策をできるのか、さらに研究を重ね、関係機関や団体等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の定住自立圏構想の参加について、当町の考え方についてであります。

定住自立圏構想は、人口が5万人以上で、かつ昼夜間人口比率1以上の市が、周辺にある市町村と連携しながら、地域全体における人口定住を図るため、必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思を有することなどを明らかにした中心市宣言を行います。その中心市と周辺市町村がみずからの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねた結果として形成された圏域ごとに、中心市では圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村では必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携、協力することにより圏域全体の活性化を図ることを目的としているもので、総務省が昨年12月に推進要綱を制定し、本年4月1日から施行されております。

連携する具体的事項は地域の実情に応じて柔軟に定めるもので、定住自立圏形成協定で規定されますが、圏域全体の活性化を通じて人口定住を図るという観点から、さまざまな取り組みを対象とすることが期待されており、特に集約とネットワークの考え方を基本として、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント機能の強化の三つの視点から、人口定住のために必要な生活機能を確保していくことが求められております。

また、中心市及び周辺市町村の取り組みに関する包括的財政支援措置として、特別交付税において、中心市には年間4,000万円程度を基本として圏域の人口、面積、周辺市町村数、昼夜間人口比率等を勘案して算定されるとともに、周辺市町村には1市町村当たり年間1,000万円程度を基本として、当該市町村の人口、面積等を勘案して算定されることになっております。

この9月15日には小樽市が道内最初の中心市宣言を行い、全国的には33市が中心市宣言を行っておりますが、このうち周辺市町村と定住自立圏形成協定の締結済みは1市で、9月に締結予定が12市という状況にあります。また、今月9日開催した釧路市議会で、市長が定住自立圏構想における中心市宣言を12月に行い、協議が整った町村との協定議案を来年2月の定例市議会に提出したいと表明し、釧路町とは具体的な協議に入っており、白糠町と鶴居村とは検討に入ることを確認したとの内容の報道がなされております。

制度上において、釧路・根室管内で中心市となり得る市は唯一釧路市のみであり、また、周辺市町村として定住自立圏形成協定を締結できるのは、宣言中心市と近接し、経済、社会、文化、または住民生活等において密接な関係を有する市町村で、宣言中心市に対する通勤通学割合が0.1以上であることなどの要素も考慮して、関係市町村において判断することとなっております。

厚岸町におきましては、釧路市への通勤通学割合が平成17年の国勢調査結果から0.06となっておりますが、周辺町村の検討状況や次期国勢調査の結果を注視しながら、定住自立圏形成協定を締結して連携することが望まれる政策分野があるのかを含め、今後十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（南谷議員） 4番、高橋議員の一般質問中ではありますが、再開を午後1時とし、本会議を休憩いたします。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
午前に引き続き、4番、高橋議員の一般質問を行います。
4番、高橋議員。

- 高橋議員 まず、2回目の質問から入ります。

まず、町は、かけ声だけの支援対策では急速に進む人口減少には歯どめはかからないものと私は思います。この問題は、ご案内のように、当町だけの問題ではないことは十分承知のとおりであります。全国、全道的にも大きな課題であり、行政の立場から、もっと積極的に、しっかり取り組むことこそが、やりがいのあるまちづくりのお仕事なのではないかと思うのであります。

そこで私は、この際、理事者に対し提案をさせていただきます。

まず、町内外の各種階層の方々にお集まりを願い、いろいろなお知恵を出していただき、今後の当町のまちづくりや急速に進む我が町の人口減少に歯どめをかけるための作業チームを立ち上げ、早急に取り組むことが急務ではないかと思うのであります。いかがでしょうか。そうすることが、まさに行政と産業団体が一体となって、町を挙げて取り組みとなるのであります。それが実現すると、10年もすればすばらしい成果が間違いなく生まれるでしょう。

そのいい例が道内にあるのであります。この村は、見事過疎の村から脱出にめどがついた、過疎からの生還のまちの見本ではないかと思っております。

去る9月24日の朝刊を見て、ホタテの村、子宝豊か。一家に3人から4人の子供は十分に養える。要するに漁が安定しているからです。この村は、人口わずか2,800人余りの、オホーツク海に面した、宗谷管内は猿払村であります。

この村では、これまでの人口減少傾向から、今後は年々増加する見込みとなったとのことあります。この村は、ホタテ漁が基幹産業として確立され、漁業者も若くて生活が安定し、子供さんが一家の家庭に3人から4人の家族が珍しくないそうです。この村は、平成7年度の村のホタテ水揚げ量が4万5,615トンで、ホタテ水揚げ量としては全道一、組合数が260人で、平成8年度の事業概要によると、組合員は借入金22億円あるが預貯金の残高が83億円にも上ると。道内の各漁協は後継者不足や組合員の高齢化に悩み、平成3年の漁業統計では、市町村別の65歳以上の漁業者の割合は、全道平均が27.5%に対し猿払村は6.5%で、30代、40代の後継者が中心なので、同漁協の専務理事は、1次産業の基盤がしっかりすれば子供さんたちの数が増えるのは当然。昔の日本はそうやって成長してきたのだから、当町もかけ声だけの支援ではなく、産業基盤の確立のため、十分な事業資金の投入を期待するところであります。

当町も、他町村のよいところを学び、急速に進む人口減少の歯どめに対する参考にして、しっかり取り組んでいただきたいと思いますのであります。これこそが、まさに行政と産業が一体となって取り組んだたまものです。当町も速やかに学ぶことが急務ではないかと思うが、理事者の答弁を求めるところであります。

次に、後継者対策、これも人口減と当然関連するわけでございますけれども、後継者対策と取り組む場合、行政だけの指導だけでは事の解決は大変難しいと思います。そこで、まず民間の有識者を広く募り、あらゆる角度から検証して、多くの知恵をかりて、厚岸のまちづくりのための後継者対策プロジェクトチームのような組織を立ち上げ、今まで以上に積極的に活動を進めていくことが大事なのではないかと思うところあります。そして町の経済活動を活発化させ、水産業を初めとする酪農、商工観光業を含めたところの活性化を進めていただきたいと思いますのであります。そして業界の目線に立った所得の安定化を図らなければ、まず後継者の育成は図られないものと思います。

事業とは、ご案内のように、計画も大切、また、しっかりした予算も大切です。実のある計画をしっかり踏まえ、後継者対策や若い担い手対策に努めていただきたいと思いますのであります。そうすることによって、安全、安心、快適、人や自然に優しい、環境のよいまちづくりができるのではないかと私は思います。そして、当町が道東の自然食料の基地として、他の自治体に誇れる自給自足のまちづくりを進めることにより、後継者対策や若い担い手育成、後世育成、さらには急速に進む人口減少にも歯どめをかけることができると思うところあります。

どんな事業でも資本が大切なのです。後継者対策、若い担い手対策には資本がかかるのでありますし、必ずかけた分以上に答えは返ってきます。厚岸町は、後継者、若い担い手を育てる独自の取り組みについて、今後の進め方について特に考えがあるならお答えをいただきたい、このように思うのであります。

さらには、定住者自立圏構想の参加について、先ほど副町長のほうからご説明がありましたけれども、この関係については、私も資料がまだ十分ではありませんので、この程度でよろしいかと思っておりますけれども、この2点についてご答弁をいただきたい。お願いをいたします。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

人口減少への対処、それから後継者対策、かかわるだけの支援だけでは進まないということでございます。ごもっともかと思っております。

ただ、なかなか、行政のみで、これはもちろん進むわけにはまいりません。特に、これまでも第1次産業の振興という意味では、厚岸町ではこれは積極的に、いろいろな設備投資等々を含めまして取り組んでまいってきております。そういったような形の中で、まず第1次産業を振興させなければ次の2次産業、3次産業にも結びついていけないという考え方の中で進めてきてございますので、特に商工業の関係でございましてけれども、やはり、個々の企業が力をつけていただかなければ生き残っていけないという問題があるかと思っております。私どものほうといたしましては、当然、こういう商工業の団

体、商工会、それから道の関係、国の関係、いろいろございます。そういったようないろいろな制度、情報、こういった部分を企業にお伝えし、そういった企業に向けての掘り起こしを行うというような部分での動きというようなことをしてきてございます。

例えば釧路地域の産炭地域の総合発展機構におきます産炭基金、こういったようなものの活用というようなことで、町内の企業でも5事業所がこういった基金を利用して、企業立地、あるいは先進開発を行うだとか、一つの例でございませけれども、こういったような部分での取り組みを促進してきているというようなことがございます。一方では、雇用対策のほうで申し上げますと、今まで雇用対策の連絡会議であるとか、こういった場を通じながら、いわゆる企業で問題になっているものがどうなのか、全体で取り組んでいけるものがないのかというような部分での掘り起こしといいたいまいしょうか、そういったような部分での話も行っておりますけれども、なかなか、これといった決め手が出てこないというようなのが現状の中にあるわけでございます。

提案という形の中で、町内外、各層、いわゆる第三者機関の中でのいろいろな意見を取り入れながら、厚岸町においてどうしていくのがいいのかというようなチーム、あるいはプロジェクトチーム、こういったようなものを立ち上げてはどうかというような例、猿払の取り組みの例、こういった部分もご紹介いただきましたけれども、私どもも、これまでやってきていた施策そのものが今後もそれでいいのだというような思いは決して持っておりません。どうすればここがより将来に向かって活性化につながっていくのかという部分は常に、これはもう永遠のテーマとして、課題として取り上げ、向かっていかなければならないというふうに考えてございます。提案を受けました内容、こういった部分についても、さらに研究をさせていただきたいと思っておりますし、そういった中で少しでも人口減少が止まる、あるいは後継者が育つような企業環境になるというような形の中に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

具体的な部分で申しますと、以前にご質問を受けましたけれども、中小企業振興基本条例の関係、こういった提案を受けておまして、こういった中でも、一つにはそういった将来の中小企業をどうするのだというような部分を話し合う場というような部分を条例の中にきちっと位置づけて、それで取り組んではどうかというような提案も受けてございます。現在、これは作業してございますけれども、そういったような場、そういった場でできるのかどうか、さらにプラスアルファがいるのかどうかと、この辺については少し研究をさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしてもしっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えております。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 高橋議員の2回目のご質問にお答えしたいと思います。田辺課長の2回目の答弁と若干重複することもございますけれども、漁業、あるいは農業の後継者が育っていないのではないかとのお話でございます。

その時々々の社会経済情勢にもよりますけれども、漁業の直接的な要因といたしまして、第1の要因としましては少子化が上げられると。さらには、漁業にとりましては、やはり200海里の影響が大きいということでもあります。その200海里のときには減船、あるいは減船

に伴います乗組員の大幅減、あるいは先行き不安による後継者の減、あるいは食料政策の転換ということで、食料自給率が下がってきたと、そういったことで、価格あるいは収入が不安定になってくると、そういうのも要因だと思います。

農業に関しては、国際化の波、これがやはり大きかったのかなということで、先行き不安から後継者が不足をしているということでございます。

一つデータがありまして、これは新聞報道にもございましたけども、農水省の調査で、後継者のいない漁業経営体について、全国的な統計ですと、いないところが全国では46%、後継者のいるところは28.2%というふうに報道されております。これを北海道に限定しますと、北海道でも日本海側と、それから太平洋側と、これは相等な差があります。身近なところで、太平洋側のデータですと、後継者のいないところが30.6%、これは全国的よりも相等低い数字です。後継者がいるところが、太平洋側ですと41.7%ということで、日本海側ですと、後継者のいないところが57.9%、いるところが31.6%ということで、太平洋側のほうが後継者がいるというようなことであります。後継者がいない理由ということですと、収入の不安定を上げるところがやはり圧倒的に多くて、90.6%の経営体が、後継者のいないところがその原因として収入の不安定を上げているということであります。

必要な施策はどういうことかといいますと、やはり、最も望んでいることが収入の安定と、それから漁価の安定ということが、やはり圧倒的なニーズということであります。1回目の答弁にも申し上げましたけれども、漁業生産体制が強化されて、漁業経営が安定する、これは農業にももちろん言えることであります。議員ご指摘の独自の取り組みについての考えをということでもありますけれども、そういった具体的なことが示せないことが残念でありますけれども、先ほどのご提言について、いろいろ参考にしたいというふうに思っています。

それから、水産関係で、国のほうもことしから、そういった昆布の雑草駆除等の支援ということも始まりますし、そういったことで、それらも活用して経営の安定にとにかく努めてまいりたいということでもあります。もちろん、行政だけでそういうことができるものではありませんので、そういった指導所等の指導機関、あるいは漁業協同組合とも協力し、連携をしながら、地域の声を反映するように施策を講じてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

(「人口減は」の声あり)

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 人口減につきましても、当然、後継者の問題とかかわることでございますので、先ほどの中で取り組んでおりますように、やはり、いわゆるそこで生活できる基盤という部分をしっかりしなければならないというふうに考えてございます。そういったような取り組みの中で、先ほど4番、高橋議員のほうから提言いただきました。この辺についても、先進事例というふうにとらえさせていただいておりますので、しっかりと研究をさせていただきたいというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 何やらさっぱり前に進まない、答弁になるようなならないような答弁を聞いておりますという、何かしら無性に腹が立つというか。

皆さんのお手元に配付されているように、厚岸町の人口及び高齢者の人口の推移をまずご参考にしていただきたい。平成10年から今年8月の末を一応表にしてみたんですけど、わずか8年ぐらいの間にこれだけ大きく人口が減っているわけです。そして、それにたがわず65歳以上の高齢者がどんどん増えてきておるわけでございます。要するに働き手がだんだん少なくなっている。昆布採り漁師さんが80済んでもまだ現役で働いていらっしゃる。ということは、所得が安定しないものですからなかなか後継者が見つからない。

私が言うのは、なぜ人口が減るのか、人口を増やすにはどうしたらいいか。先ほどの猿払村の例が本当にいい例なんです。北海道でもあれに近いところが何か所かあります。ただ、猿払村みたいな、ああいった理想的なところは少ないようではございますけれども、あの近隣でホタテ漁をやっているところは、結構それに近い、将来、先ほども言ったように若夫婦が、3人、4人ぐらいの子供は十分育てるにいいし、所得もあるから安心して子供さんたちが、僕はお父さんの跡継ぎするよと言って若いご両親を喜ばせてくれていると、そういう例もあるわけです。

厚岸町は、ご案内のように、いろいろな漁業産業、魚介類とかいろいろなものに恵まれております。もちろん、山のほうでは酪農というすばらしい食料基地を持っております。

そこで、先ほどからも申し上げているように、第4期総合計画8次実施計画の中にも盛られているように、理事者側は幾らきれいな言葉を並べて表現しても、町の産業や活性化対策や人口減少対策には、私はつながらないと思うのであります。ですから、今までのこういった事業計画の内容について、さらにしっかりと再検証しながら、今後さらに研さんを重ねて、まちづくりに取り組むんだという姿勢を示していただきたい。まちづくりや後継者、若い担い手の育成対策については、行政は何かしら余りにも、手本だけを示すんですけども、本腰を入れようとしていないのが現状ではないかと思うのであります。私は、役所には優秀な職員がたくさんいらっしゃいます。その職員各位のすばらしい知恵を出していただくことこそが何よりも必要ではないかと思っております。そして、あらゆる角度からしっかり検証して、この町の産業を通して、町全体の活性化を図るべきかを、今まで以上に、全くない角度から見直しを図り、町のPRを考える必要があるかと思っております。

私は、町の職員各位は、地方自治体のすばらしい経営者と思っております。事業は少ない予算で大きな仕事を達成することです。予算が少ないからといって、従来どおりの画一的な考えでは仕事は前進できないことは言うまでもないところであります。どんな仕事でも、口で言うだけではすべて物事は解決しないのであります。人口や後継者が減少していく中で、そのためにはまず、近隣町村との交流を図ることが大切かと思うのであります。多くの近隣町村の住民との交流の場を通し、互いにそれぞれの町の歴史や産

業、観光等について話し合える場をつくるのも一つの方法かと思うが、いかがでしょうか。厚岸町が目指す、来たくなる町、住みたくなる町に一步でも踏み出すことができると思うのでありますが、いかがでしょうか。まず実行できるところから考えていただきたいのであります。

以上で、時間の関係もありますので終わりますけれども、各理事者の立場から、前進ある答弁をいただければ幸いです。

以上で終わります。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） ただいま高橋議員のほうから、人口減少、そして後継者の対策、これをきちっと急いでやらなければ、厚岸町はますます衰退していくぞというご心配から、いろいろなご提言をいただいたものというふうに受けとめさせていただきたいと思っております。

猿払村の例、これは、もう平成に入って間もなくのころ、ホタテ養殖をきちっとやろうということで、水深10メートルから15メートルのところに、いろんな調査をして、そして漁家の安定化を図ったという大きな成功例だろうというふうに思います。当時、私も水産課のほうの仕事をさせていただいておりました。猿払のみならず噴火湾のホタテ、これも厚岸町で取り入れることができないかということで漁業協同組合からの提言があって、厚岸湾で稚貝の放流をしたこともございます。ただし残念ながら、天候の関係、それから底質、底質というのは海の底の状況、これらの関係からうまくいかなかったということをお記憶してございます。

それは一つの例として挙げていただいたものであるというふうに認識をしておりますけれども、何よりも大事なのは、いろんな社会基盤の整備もさることながら、漁家、酪農家、それから商工業、これらの方々の経営基盤、このものが安定しないと、猿払のように2人産んでも大丈夫、3人産んでも育てていけるという気持ちになっていただけないのではないかとというふうに考えます。そういった意味で、きちっとしたまず産業振興、それから住民福祉の向上、子育て支援の対策、さまざまございます。これらにつきましても、委員ご提言のとおり、町民の皆さんのご意見をしっかりと受けとめさせていただき、さらには職員がきちっと知恵を出し合って、これからの厚岸町がどうあるべきか、今、第5期総合計画の策定作業中でございます。この作業には、住民の皆さんのご意見、さらには産業経済団体の皆さんのご意見もそれぞれ伺って、この計画に反映したいというふうに考えておりますので、ご指摘のあったとおり、いろいろなご提言をいただきながら、町の施策に反映をしていきたいと、そのように考えております。

●議長（南谷議員） 以上で4番、高橋議員の一般質問を終わります。

次に、9番、菊池議員の一般質問を行います。

9番、菊池議員。

●菊池議員 質問の前に、若狭町長の1日も早い回復を心からお祈りいたします。元気な町

長の姿で次回町議会を迎えられますようご期待いたします。

平成21年第3回定例会に当たり、さきに通告しておりました一般質問について、項目順に従って質問を行います。

質問事項の1、今後の財政運営についてお伺いいたします。

このたびの衆議院議員選挙におきまして政権交代がなされ、マニフェストによる方向づけの変化により、今後の国の予算づけについて大幅な運用の転換が図られる情勢となっております。このことにより、本町の財政運営についても、予算の運用方法について、計画の変更などがあるのではないかと懸念されるところでございますが、三位一体の改革での地方交付税の削減以来、もしこれ以上町の交付金歳入がマイナスとなる状況に進むとしたならば、地方財政というものがますます疲弊し、現在の厳しい町政運営にさらに追い打ちをかけることが予想されるわけであります。

言いたいことは、政権が変わったので国から予算が来なくなるということではなくて、述べれば、国の予算の運用方法は、政権担当の内閣が、予算の編成と、その国会への提出をする権限を持つわけであって、あくまでも地方においては総合計画に基づいて、実施計画に合わせ財務執行がなされるわけですが、このたびの選挙で政権変化があったことは事実でありますし、ここで国の政権が交代したという政界の変化という現実をとらえてお聞きいたします。

(1)町は財政4指標の数値基準を維持するために、どんな取り組み姿勢で臨んでいくのか、基本的考え方についてお答えをいただきたいのであります。

次に、(2)公営企業(病院、水道)、第三セクター(厚岸味覚ターミナル)、一部事務組合(釧路東部消防組合)の公営的財政運営はどのような展開となっていくのか、現段階での考え方についてお伺いいたします。

次に、2、厚岸道立自然公園内の植物の絶滅危惧種についてお伺いします。

(1)公園内の植物の絶滅危惧種の種類について資料請求いたします。

ア、特別区域の保護対象植物を示してください。

イ、あやめヶ原の絶滅危惧種と今後のアヤメ保護育成活動の計画についてお願いします。

1回目の質問を終わります。

●議長(南谷議員) 副町長。

●副町長(大沼副町長) 9番、菊池議員のご質問にお答えいたします。

今後の財政運営について、まず1点目の財政4指標の数値基準を維持していくための基本的な考え方についてでございます。

財政4指標の数値基準とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これに規定するところの実質赤字比率、実質連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率であるものとして、それぞれの基準を維持していくための基本的な考え方についてお答えを申し上げます。

平成20年度のこれら費用につきましては、さきの報告第7号 平成20年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び資金不足比率の報告のとおりであります。今後

おきまして、この法律の趣旨にかんがみ、すべての会計における収支等について健全化の維持、改善を図りつつ、各比率について基準値以下となるよう、総合的な財政健全化の推進に鋭意努めてまいりたいと考えております。

2点目の公営企業、第三セクター、一部事務組合の公営的財政運営はどのような展開になっていくのか、現段階での考え方についてとのお尋ねですが、まず、公営企業、病院事業会計についてでございます。

町立病院は、厚岸郡の病院機能を有する唯一の拠点医療機関として、これまで24時間救急医療や小児医療を初めとする不採算な医療を担ってきました。また、1次医療から1.5次医療までを補う病院としての機能を維持し、釧路市内の2次、3次医療機関と連携し、命と健康を守るための一定の診断を可能とする医療機器整備や更新も欠かせないものがあります。

こうした地域の公立病院が受け持つ不採算医療や機能を維持するためには、病院事業のみの経営努力では賄い切れず、さらには引き続き診療報酬の改定や医療費削減策などが追い打ちとなって、経営的には大変厳しい状況となっているものであります。

このため、平成17年度から、2度の病院事業経営改革として、当面の病院経営改革と病院事業新経営改革に取り組み、経営の改善を進めながら一般会計からの財政支援の見直しも行ったことで、平成20年度決算では累積欠損金を約9億4,880万円に、不良債務を約2億1,390万円に、それぞれ圧縮することができました。加えて、昨年度末には新たに町立厚岸病院改革プランを策定し、これまでの改善方針をさらに進め、平成23年度までの期間において収支のバランスを図っていく目標で取り組んでいるところであります。

厳しい財政事情と医療環境の中にあっても、町立病院の機能を維持・継続することが地域住民の命と健康を守ることに直接つながるとの認識で、一般会計からの財政支援を継続しながら、経営の健全化と不良債務の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、水道事業会計についてでございます。

水道事業は、独立採算性の原則のもと、徹底した経費の削減などにより経営の効率化に努め、健全経営を図ってまいりましたが、人口や事業所数の減少、少子高齢化の進展による利用形態の変化などにより収入が減少する一方、施設の老朽化に伴う修繕費の増加などにより大変厳しい状況にあり、平成20年度決算では約1,441万円の純損失が生じました。これは、利益剰余金をもって充て、経営の健全性は保たれる内容であります。今後も収入の減少が見込まれる中で、老朽施設の更新が増加するほか、災害に強い施設整備や水道水のさらなる安全性向上対策など、経営環境はますます厳しい状況であります。

ご承知のとおり、現在の水道料金は昭和55年に改定したもので、以来28年が経過しており、将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給していくためには、企業としての効率的な経営と適正な料金改定による経営基盤の強化が必要であります。引き続き経営の効率化に努めるとともに、現行施設の適切な維持管理や老朽施設の計画的更新、今後必要となる財源を安定的に確保するための料金水準など、中・長期的な視野による検討を行いながら経営の健全化に努めてまいります。

次に、第三セクター、味覚ターミナルについてでございます。

味覚ターミナル・コンキリエは、基幹産業の振興と他産業への波及効果による地域経

济活性化を目的に、地場産品の消費拡大と販路拡大、及び観光振興を誘導する役割を持たせて設置したもので、町の中核施設として、その存在には今日においても大きなものがあります。

株式会社厚岸味覚ターミナルは、この味覚ターミナル・コンキリエの施設を管理運営するために設立された第三セクターで、その役割を担って今日に至っていますが、道東方面への観光入り込み客の減少により平成16年度から赤字経営が続き、平成20年度決算では約2,282万円の累積欠損金が生じております。

このような経営環境を踏まえ、会社での経費削減等の経営努力を促す一方、平成20年度には1,000万円の町補助金による財政支援を行い、本年度においては同額の委託料増額により、収支バランスと累積欠損金の減額を図っているところであります。

この味覚ターミナルの管理運営に関しましては、現在、町議会において第三セクター調査特別委員会が設けられて審議を続けていただいております、また、会社におきましても、第三者機関による経営検討委員会を設けるなど、さらなる経営改善に向けて取り組んでおります。

厚岸味覚ターミナル・コンキリエは、町の顔となる道の駅としての役割も持っており、さきに申しましたとおり、地域経済の活性化のためにはなくてはならない施設であります。議会特別委員会や会社経営検討委員会の意見などを十分踏まえながら、今後も第三セクターの経営健全化を進めるとともに、この施設を管理運営していくための適切な財政負担を行ってまいりたいと存じます。

次に、一部事務組合、釧路東部消防組合についてでございます。

消防業務は、火災、救急、災害への対応など、町民の生命、財産を守るため、日々24時間、緊急態勢のもとに、その任務遂行に当たっているところであります。これら任務を確実に遂行するため、人材の確保はもとより各種資機材の整備、充実、更新は必要不可欠で、常に良好な状態を維持しておかなければならないことは言うまでもございません。今後も必要な資機材及び設備の整備、人材の確保などに必要な財源措置を講じてまいりたいと考えております。

財政を取り巻く環境は依然厳しい状況にありますが、その中においても、前段申し上げたとおり、すべての会計における収支等について財政健全化の推進に鋭意努力してまいりたいと考えております。

次に、厚岸道立自然公園内の植物の絶滅危惧種についてのご質問にお答えいたします。

公園内の絶滅危惧種の種類及び特別区域の保護対象植物についての資料請求がありましたので、これを配付させていただいている資料に基づきご説明を申し上げます。

この資料は、平成17年に北海道が作成した厚岸国定公園指定促進自然環境調査報告書の中から抜粋したものでありますが、厚岸道立自然公園内にて確認されている植物をあらわすとともに、特別区域の保護対象である道立公園指定種と、環境省及び北海道それぞれのレッドデータブックに掲げられているものをあらわしています。

なお、あやめヶ原及びチンベ地区で確認された種を印で表記していますが、資料の最後、7ページに記載しているとおおり、二重丸の印は1986年の道立自然公園総合調査時に報告されたものであり、また、丸印は2003年に植生調査で報告されたものであります。また、環境省と北海道のレッドデータブック欄にあらわしているアルファベット記号は、

資料7ページに説明がされておりますので参照願いたいと存じます。

この報告書によりますと、厚岸道立自然公園内で確認された種は全部で185種であり、そのうち環境省のレッドデータブックに掲載されているものは98種で、北海道のレッドデータブックに掲載されているものは73種となっていますし、道立自然公園の指定種については90種となっております。また、あやめヶ原で確認されたとしている種は、全部で36種が掲げられていますが、このうち環境省のレッドデータブックに掲載されているものは2種で、北海道のレッドデータブックに掲載されているものはありませんし、道立自然公園指定種については10種となっております。

次に、今後のあやめ保護育成活動の計画についてであります。あやめヶ原のヒオウギアヤメの保護を目的に他の公園指定植物を採取する行為は北海道の許可などが必要になりますが、採取許可の審査基準では、要件である学術研究または公益上必要という目的に合致させることが難しいとの北海道の見解であります。しかし、公園事業として事業決定を受け、ヒオウギアヤメの自生地を保護する植生復元地として事業執行する道があり、その場合は、ヒオウギアヤメの保護のため育成を阻害する植物の侵入を防ぐ採取行為は、事業執行上の管理行為として見ることが可能との見解も得ており、この公園事業に位置づけるべく、その手続等について北海道からアドバイスを得られるよう、釧路支庁で準備中であります。

あやめヶ原の景観を保つためには、やはり手を加える保護活動が必要であり、北海道とも協議をしながら、今後の適切な保護育成活動を計画して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 若干さかのぼりますが、総務省はさきに、自治体財政健全化法施行に伴い、07年度決算に基づく自治体の財政悪化状況を示す財政4指標を公表しましたのはご承知のとおりであります。

先般の新聞報道にもありましたが、7年ぶりに赤字決算はなく、財政健全度を見る指標のうち実質赤字比率は黒字を示すマイナス4.32、先ほど説明をいただきました。本年度は7.52%。一般会計の実質収支は2億1,000万円の黒字で、黒字幅は06年度より7,500万円の増。企業会計も病院、水道いずれも黒字。六つの特別会計も一般会計からの繰り入れで収支の均衡を図り、赤字からクリアしました。借金負担度を示す実質公債費比率は18%未満となり、地方債の発行は総務省の許可はならず、北海道との協議だけで可能となっております。

借金の負担度を示す将来負担比率も早期健全化基準を上回っています。19年度184.0%、20年度183.9%。しかし、厚岸町立病院の資金不足額は1億8,990万円で、資金不足比率は16.8%と公表されました。20年度は1億1,145万4,000円、単年度の病院事業会計は6,100万円の黒字ですが、累積の赤字は9億5,700万円となっております。さらに、今後の水道計画によると、水道施設、浄水場建て替えに、今後、10億円から15億円の建設経費がかかる予定であり、第三セクターについても、ただいまお話もありましたが、支援援助が

毎年、委託料も含め1,000万円以上はかかりそうでありまして、一部事務組合にも3億600万円ほどの消防負担金を持ち、中でも現在の防災ヘリの負担に加え、今度はドクターヘリの負担金の増も見込まれますし、このように、単にこれらの現状と計画をつかんでも、将来の収支や公債費負担の増により実質的な債務が増大し、町の財政運営に大きな影響を与える可能性があるのではないかと考えざるを得ないわけであります。

また、町はさきで開催されました町議会総務常任委員会で08年度会計の決算状況を報告されました。先ほども定例会で説明されました。その結果、財政4指標について、危険水域はなしとの報告でありましたが、将来負担比率についての見解を述べますと、自治体財政健全法に基づく指標の数値基準は350に対し、厚岸町は183.9という数字になっているところではありますが、収支や公債費負担について、現状は健全であっても、実質的には債務が増大することによって、将来の収支や公債費負担に影響を与える可能性があります。健全を示すフロー4指標だけでは真に健全度合いをとらえ切れない場合があることから、そのような事態を未然に防止し、中長期的な視点に立った財政の健全性を確保する、いわゆるストック指標を新たに整備すべきとの見解もあります。その際、当町の普通会計が直接負担するものに加え、現在の町の行政活動の多様化に対応し、公営企業、一部事務組合、第三セクター、これらの今後の計画について、それぞれ現状を踏まえてお示しをいただいたのでありますが、病院会計の償還計画と運営計画、水道の施設建設計画、消防の広域化はどのようになっていくのか。

町長は、住民ニーズにこたえようと種々努力を傾注していることに頭が下がる思いではありますが、刻々と変化する今日の社会経済情勢の中であって、行政課題山積の状況にある今日ではありますが、具体的率直なご説明をお願いするところでございます。

次に、2、厚岸道立自然公園内の植物の絶滅危惧種についてお伺いいたします。

種類についてはここに資料で示していただきましたが、保護対象とされるもののうちイワヨモギが絶滅危惧種とのことであります。最近の新聞報道で、このイワヨモギが道立公園内に生育しており、あやめヶ原では近年急増の生育状況にあるということでもあります。

厚岸観光協会ではアヤメの保護・育成に熱心に取り組み、毎年、桜祭りを終えてからの6月上・中旬に、あやめヶ原に会員及びボランティアが相集い、保護・育成のための雑草刈りを行っているわけでありまして。ここに来て、このイワヨモギの除去が、日本花の会研究専門員の指摘で絶滅危惧種とわかり、一次問題化しました。善意で行動していることが知識不足のために間違った行為であったことに、まことに残念な経緯となっている状況であります。観光協会としても、道に対して始末書を提出したと聞いております。関係課におかれては、今後十分にこれらのことを研究され、ただいまも報告ございましたが、道のアドバイスをいただきながら事を運んでいってほしいと思います。

幸いにして、厚岸町は道の出先機関も多いことでもありますし、釧路支庁も近いことであります。こうした保護・育成等の行為をされる前に、事前に相談窓口というか官公庁の関係課で予備知識を得るとともに、作業行為前に会員やボランティアの人たちに報告の上、活動してほしいと思います。

病院の借金、これからの水道施設の充実、第三セクターの支援補助、消防への補助費のほか、民主党の政権公約に執行予算、補正予算の一時停止。具体的には身近なもので、

一つ、地方自治体の拠出金の見直し、二つ目に140余りのダム工事事業継続中止、新ダムの中止、三つ目に基地周辺防音工事用修理補修の中止、四つ目に消防団詰所の建てかえ中止、五つ目に地域活性化各種補助、補正の中止見直しなどを発表されています。報道でご承知のとおりでございます。

このように、ちょっと気がつくものでも政権が変わると国の予算づけが大幅に変更されるわけでありますから、先般、20年度の決算報告をなされたときに、説明者の課長は、政権が変われば予算編成にも影響があると述べていましたが、わかるような気がします。

ところで、防災ヘリは今、月50万円くらいの負担と思いますが、1市7町規模別で、負担割で割り勘でやって、1市町村年間500万円から600万円の負担だと思いますが、この数字を厚岸町はどのくらいか教えてください。

ドクターヘリは、先行の札幌手稲にある溪仁会病院に研修に行っていました。その研修では、年間1基当たり3億円の維持費がかかると言っています。釧路でも、今回の配置で1億7,000万円から2億8,000万円かかると試算していると聞いています。最近、標津を中心に根室管内をテスト飛行したようであります。運行費用などの経費は国と都道府県が各半額を負担する国庫補助事業と聞いていますが、そのほかに関係市町村の負担はあるのかお聞きします。

この道東地方、厚岸周辺でのヨモギの生育状況については、参考辞書、新聞報道によれば、イワヨモギについては環境省が絶滅危惧種Ⅱ類に指定、保護対象の植物でございます。キク科で乾いた丘、海岸、山地の岩場に生育し、8月から10月ころ花が咲き、草丈50から100センチ、除去するには道の許可がいますと言っています。道立自然公園の特別地域で許可なく採取、損傷すれば罰則を課す特別種と説明されています。オオヨモギについても、エゾヨモギ、ヤマヨモギも同じ条件で生育しています。

あやめヶ原は厚岸道立自然公園第Ⅱ種特別地域となっていて、今後の対応について町のお考え方は苦慮しているのが実情であります。専門家は調査区域を設け植生変化を監視すれば対策が見えてくる可能性があるなどと話していますので、これを参考意見として方針を立ててはどうかというところですが、イワヨモギを初め道立自然公園の特別地域で保護対象とされる植物は589種もあると言います。採取許可については学術調査に限られているとのこと。また、特別地域での重機の使用も許可が必要としています。これらをとらえて、町の今後の保護育成活動の考え方について、いま一度お示し願えればと思いますが、いかがでしょうか。

それと、事業でございますけれども、ここにあやめヶ原とチンベと分けて書いてありますが、あやめヶ原は、チンベの鼻と言って、先のほうにチンベの鼻があります。これは、あやめヶ原とチンベに分けているのはどういうことでしょうか。あやめヶ原はおよそ100ヘクタール、チンベとあやめヶ原との境の関係、その辺、ちょっと教えてください。

それで、ここに出ているのは、あやめヶ原が35種、チンベが45、道立自然公園の指定種が91、合計171というふうに書いておるように思うのですが、これをもう一度ちょっと説明していただきたいと思えます。

まずそれだけお願いします。

●税財政課長（佐藤課長） それでは、お答え申し上げます。件数が多くて、メモし切れたかどうかちょっと不安なところがありますが、できる限りお答え申し上げたいと思います。

まず、議員ご指摘の07年度、平成19年度の決算について、総務省が公表したのはおっしゃるとおりでございます。今般、08年、いわゆる平成20年度の公表についてはまだ、総務省は都道府県レベルでしか公表しておりません。約1,800団体の公表は、まだしていないところでございます。ただし、先ほど新聞報道等という表現がありましたが、道内、それから全国紙によっては、全国の中で早期健全化になる団体が決まった、それから決まりそうだというような報道があったようでございます。あえて、資料はございますが、その団体名は差し控えさせていただきます。

それから、病院の関係でございます。病院、水道、コンキリエ、いわゆる第三セクター等々の関係で、今後、そういう事業なり、いわゆる財源的なものが実質的に増えるのではないかとご指摘ということでご答弁させていただきたいと思っております。

まず、08年、20年度のこの数値について、去る開催された総務常任委員会で説明をさせていただきましたが、これは、当時は暫定値ということでしたが、数字が動かなかったことによって今回確定値になりまして、このたび報告させていただいたところでございます。

その中で、議員おっしゃられました将来負担比率、350%が要するに基準でございますけれども、当町におきましては183.9、0.1ポイントの改善は見たものの横ばいということでございます。これにつきましては、今後どうなるかということは今この段階では申し上げられませんが、ストック資料の整理等々というご提案もございました。この辺につきましては、まだ具体的なそういう国からの指導、指示等々が来ておりません。来ていないからといって勉強しないわけではございませんが、研究を進めさせていただきたいと、このように考えております。

それから、具体的に、病院、水道、消防、それから第三セクターについての具体的な説明についてということでございます。これは、要するにこの法律の趣旨は、すべての会計についてつなぎ合わせてどうなんだということを判定し、早期に、要するに悪化しないうちに手を打つというのと、それから不幸にして悪化してしまったものには何とか早く改善を図るという二段構えの、そういう趣旨で、立法指針として制定されたというふうに認識しております。

しかしながら、これは連結ということになりますと、どの会計を黒字にし、どの会計を赤字にしという選択というものは、基本的には法で定められている赤字にはできない会計は当然、一般会計から繰り入れをし、当然収支均衡を図る。そうでない会計については、それぞれ一般会計の財源状況によってそれだけの、要するに財源手当ができるか、これを検討しながら、最後にすべての会計を合算し、法律に定める基準をどのようにクリアできるかということを考えながら、予算執行の段階から既に決算見込みを頭に入れながら、日々そういう事務に当たっているというところでございます。

ただ、ここで申し上げたいのが一つございます。何度も申し上げていることではございますが、町独自で努力できる部分は確かにございます。例えば道路を直すというとき

に起債事業を借ります。それを、起債を借りないで、大型のトラックも通らない、バスも通らない、軽乗用車、普通乗用車等が通るので、余り高くない道路でいいんじゃないかと、事業の選択というふうに言わせていただきます。金のかからない方法をとるとのことによって、起債を借りない方法で社会資本整備ができる、そういう事業もあるかと思えます。

そういうことから考えますと、すべての事業についてそれらを加味しながらやってくることによって、実質公債比率、それから赤字比率、それから連結赤字比率、もっと言うと最後の将来負担比率、これは一部事務組合の公債費も算入されますので、そういうことについて、減らせることは町の努力、町の事業の源泉によってある程度、計算式で言いますと、分子は減らせることは、町的意思としてできることはできると思えます。ただし、分母、これにつきましては標準財政規模、ほとんどが標準財政規模でございます。この標準財政規模というのは、標準税収入プラス交付税、プラス地方譲与税が分母になります。特に地方交付税につきましては、国税5税の一定割合が日本全国に再配分されるところでございます。これが国の景気動向によって、特に増減の激しいのは法人税でございます。これらが一挙に税収が減ると、当然、交付税の原資が減ります。そうしますと、交付税が圧縮されるということは、これは当然のことかと思えます。それを圧縮させないで地方の一般財源を確保するとなると、当然、国債等々のお話になるかと思えます。

報道でいろいろ最近されておりますが、国債は発行しない、今、21年度の1号補正で40兆まで発行しました。その前は20兆でしたが、20兆円多く発行しております。新政権は、年内に予算編成をすると、それから、毎年であれば12月の初旬に予算に関する基本的な考え方というのを閣議決定するわけですが、10月の早いうちに閣議決定をするそうです。その中身をいろいろ見ていかなければ、今後地方にどのような施策が国としてされるか、全く、先ほど副町長の答弁にあったとおりに不透明な状態でございます。したがって、まずは10月初旬にでも国の基本的な考え方が示される、厚岸町で言う予算編成方針に該当するものでございますが、この閣議決定がされて公表された段階で熟読し、町としてどうするべきか、どのようになるかということを組み立てていく必要があるのではないかと、このように考えております。

一応、私がメモしたところはこれだけでございますが、答弁漏れがありましたら後ほどご指摘していただければご答弁申し上げたいと思えます。よろしいでしょうか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 私のほうからは道立自然公園内におきます植物の関係につきましてお答え申し上げたいというふうに思います。

おっしゃられるように、特にイワヨモギの関係での再質問でございます。このイワヨモギの関係につきましての問題につきましては、一連のマスコミ報道等々で既にご理解をいただいているというふうに思います。イワヨモギが道の指定種という認識がないままに行為があったということで、結果といたしまして、町の資源を大事にして後世に残そうという善意で参加いただいた住民皆様、非常に申しわけなく思っております。私の

ほうでは、あやめヶ原の管理担当する部局、そしてまた観光協会の事務局を担当しているという両方の立場からおわびを申し上げたいというふうに思います。

ただ、北海道のほうにおきましても、こういった善意で行われている、いわゆる保護活動そのものには理解を示してございます。これはやはり、保護活動というのは必要であろうというような見解にございまして、これをいかに適切に、効果のある方法で行っていくかという部分につきまして、先ほど公園事業の中に位置づけてやっていくことがよろしいであろうと。その上で、実際の計画作業についても、専門家のアドバイス、こういったものを得ながら、先ほど言いましたように効率的、効果的にやっていくということが必要であろうというようなことで、その辺の仕組みづくり、こういったことも大切だということではいろいろアドバイスをもらうことになってございます。まだ道内のいろいろな取り組み例だとか、そういったような部分の資料収集を支庁が中心になってやっていただいておりますので、そういったものを示された段階で取り組んでいきたい。当然、これにつきましてはいろいろな関係機関、それから団体等のアドバイス、こういったものも得ながら進めてまいりたい、このように考えております。

それから、この表の関係でございまして。あやめヶ原、まずチンベの違いということで、この表の中では、実は調査の段階でポイントを分けてございまして。あやめヶ原というのは、現在、あやめヶ原の公園指定を受けている区域、それから、この場合にチンベと出ているのは、あやめヶ原から浜中方面に向かって入江になってますけども、入江の対岸のほうの部分を中心に調査をしているものがチンベというふうに、この表の中ではあらわされて報告がされているということでございまして、あの地域全体ではおおむね近い部分にあるものですから、今回の資料ではあやめヶ原、そしてチンベというふうなくくりの中でその部分を抽出して上げさせていただいているということでございます。

なお、この報告というのは、先ほど言いましたように、それぞれの調査した時点での報告ということで上がっております。ですから、現実にはそれ以外の植物もあるということがわかっておりますけれども、正式にこうこうこういうものがあるんだというふうになってないものですから、それで今、ここでは調査報告された種類だけ、きちっと丸印であらわしているということでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

イワヨモギの関係につきましては、資料の4ページ、キク科に上がっております。キク科の中にイワヨモギということでもありますけれども、これも調査時点では、チンベのほうには丸ついてますけど、あやめヶ原のほうにはついていないというようなことがございまして、現実には調査して、植種を全部、先般確認しましたところ、イワヨモギに間違いがないというふうに道から報告をいただいております。そういうような状況もあるということでございます。

それから、絶滅、これは道立自然公園の指定種ということで許可等の対象になる指定種であるということは記載のとおりでございましてけれども、一方、レッドデータブック、いわゆる絶滅危惧種の関係でございましてけれども、環境省のほうのレッドデータブックのほうには希少種というような扱いはされております。そういう形に載っておりますけれども、北海道のほうにつきましては、そのレッドデータブックから外れているということで、国のほうでいきますと全国レベルでの物の見方をしているというのがあります。ですから、北海道では北海道地区の中でどうかというような見方をした結果だというふ

うには道のほうからは説明を受けておりますけれども、環境省のレッドデータブック、それから北海道のレッドデータブックに載る載らないの部分については、そういう差異があるということでご理解をいただきたいと思えますし、国のほうでは、VUというのは絶滅危惧種のⅡ類ということでございます。絶滅の危険が増大している種という位置づけになっておりまして、これはどういうのかといいますと、現在の状態をもたらしている圧迫要因がそのまま続くようであれば近い将来絶滅危惧種のⅠになりますよというようなものだというような区分の仕方の中のものでございまして、絶滅の危機が増大している種ということで、全国的にはそのレッドデータブックに載っているというような位置づけがされているということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 最後になります。水道の施設の関係でちょっと聞いておきたいのですが、浄水場や水道管、配水池など水道施設全般の老朽度や更新に係る費用などを洗い出し、更新へ向けて計画づくりを行っていくこととなっておりますけど、これの計画についてはどんなところまで来ているのか、それが一つと、二つ目に、自治体財政健全化法に基づく指標の数値基準は、健全性は保たれております。先ほど課長の答弁で、前向きにこの維持をするために努力を続けていくということでございます。監査委員からの意見もありましたが、大いに努力をして維持していくようお願いいたします。

その二つでいいです。お願いします。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 私から水道事業の施設の更新の見通しにつきましてお答えいたしたいと思えます。

質問者おっしゃるとおり、現在、新たな第5期総合計画の取りまとめ中でもございませぬし、それと整合性をとりながら、当面、向こう10年間に必要な施設の更新あるいは整備、これがどのくらいなるか。

ご心配いただいております浄水場は、耐用年数60年でございまして、まだあと27年ほどございませぬ。ですから、大ざっぱに15億円程度かかるのではないかという見積もりはしておりますが、現在検討中の計画からは除いてございませぬ。

当面、特に向こう10年の前半に必要なになりますのが宮園町にあります配水池でございまして、この配水池、3次にわたって整備されてございまして、その一番早いのがもう既に60年を経過している部分でございませぬ。今すぐどうのこうのという、点検も診断等を行ってございまして心配はございませぬが、早急な整備が必要だと。残る二つにつきましても、この三つを細かく、一つ一つ、その耐用年数が来て更新するというよりは、ある程度やはり、2年次といいますか、そういう大きくくりで整備する必要があるだろうということで、これが宮園配水池、三つ合わせて約3億円程度かかるだろうと。これが向こう10年で必要になる。

それから、配水管等、現在も一部、先ほど決算のご説明でも申し上げたとおり、枝線ですとか配水管の更新をしてきてございます。それから、施設の機器類、これら細かい機器類も整備してきておりまして、20年度決算で建設改良、大体約7,670万円ほど、これが毎年計画的に、大体この程度で整備をしていかなきゃならないと。新たに、150ミリ以上の本管、いわゆる配水管の本管、これが向こう10年では7,000万円ほど更新に必要なものではないかと考えております。

それから、新規には、災害時の対策といたしまして、特に湖岸地区、橋をまたいで送水しておりますが、これらの手当て、それからもちろん、拠点、拠点に貯水槽を設ける必要があるのではないかとということも検討しておりまして、これが約2億8,000万円ほど必要になるのではないかとということで、毎年時7,500万円程度の整備のほかに、今後新たに6億5,000万円ほど必要になるという、非常に大ざっぱでございますが見てございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 財政4指標の健全化に対するご質問でありました。2回目の質問で、ご質問者がございましたとおり、例えばストック指標を策定してというようなお話もございましたけれども、これは今、一般会計のような予算の表記の仕方ではなくて、簿記経理のような形で改めるべきではないかという議論が一部にありまして、それらについても検討、研究をしている最中でございます。ただ、これは以前の議会にも質問があってお答えをさせていただいておりますけれども、そのストックをどういうふうに評価をするのかというのが大きな問題でありまして、その評価基準というものがある程度全国的に統一されないと、厚岸町独自でやっても、その意味、効果というものは疑わしいというふうに考えております。

それから、特に政権がかわってどうなのかということでご心配をいただいているのかなというふうに思いますが、この4指標、ベースになるのは、何といたっても大きな財源である地方交付税、これが分母になってまいります。この分母が少なくなると、分子が変わらなくても比率はおのずとでかくなるということになってまいりますから、その辺は十分注意していかなければならないし、きちんとした形で、先ほど国税5税の配分等をきちっとやっていただくような配慮といいますか、そういう作業をきちっとやっていただきたいということは国に申し上げなければならないというふうに考えます。

それから、防災ヘリ、ドクターヘリの関係でございますが、防災ヘリに関しましては、ハマナスですか、これは消防のほうの負担金で年間17万5,000円を負担させていただいております。これは、全道の市町村で人口割、あるいは財政規模、それらを勘案して負担の額が決められているということでございます。

それから、ドクターヘリにつきましては、運行する関係市町村が釧路市を中心といたしまして13市町村でございます。この13市町村のうち運行経費の5割、半分、これを釧路市が見ていただくと。残りの半分を残り12市町村、構成町村でもって、均等割と、それから人口割、件数割、それから距離、これらで案分して、21年度の当初予算では105万7,000

円、先ほど五百数十万円というお話がございましたけれども、105万7,000円、これを計上させていただいているという状況でございます。

それから、病院、水道の件は、先ほど言いました交付税によるところが非常に大きいということでございます。

それから、消防の広域化というお話もございました。実は、これは既に何度か、消防の広域化につきまして会議が持たれておりますが、今、これは私の私見も入りますけれども、解決しなければならない、あるいは考え方を整理しておかなきゃならない点が三つあるかと思えます。一つは、北海道が指名していただいている推進計画では委託方式ということを考えておられるようでありますけれども、今、厚岸町東部消防組合は、自賄い方式と言いまして、それぞれの町村が必要な経費はそれぞれの町村独自で持つというやり方で推進させていただいておりますけれども、この方式がいいのか悪いのかというのが1点、大きな問題があるかと思えます。それからもう1点は、消防団の取り扱いをどうするかということが、大きな問題がございます。今、白糠と、それから釧路市がそういう委託方式でもって消防の運営をされておりますけれども、消防団については、白糠町は白糠町独自で見なさいという取り扱いをされております。これらの取り扱いをどうするのかという問題があります。それから、組合方式にするのか、今、消防組合を一部事務組合として議会議員の皆さんの中から選んでいただいて、予算、条例等の審議をいただいているという格好で進めておりますけれども、その扱いをどうするのかという大きな三つの問題があります。これらは調査、研究、検討をして、対応していかなければならないのかなというふうに考えております。

(「終わります」の声あり)

●議長（南谷議員） 以上で菊池議員の一般質問を終わります。

次に、13番、室崎議員の一般質問を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 さきに通告いたしました一般質問通告書により質問を申し上げます。

戸籍事務電算化とその財源についてであります。

1番目としまして、戸籍事務電算化を進める理由は事務の効率化にあり、町民は、その反射的利益として行政サービスの向上を享受するとされる。今後も現行どおり簿冊により行うことは可能なのか。

2として、戸籍事務は本来、国の事務であり、町はその指示を受けてその事務を代行しているにすぎない。電算化は国がみずから行うべきもので、町が自前で行うことは筋が通らないと考えるが、町の見解を求める。

3としまして、これは、地域活性化・経済危機対策臨時交付金（事業枠2億7,000万円）を財源に、7,600万円の予算で行う事業と聞く。今回の交付金による事業、昨年度末示された地域活性化・生活対策臨時交付金（事業枠2億4,000万円）の事業として検討されたが、先送りとなった主なものにはどのような事業があるか。

以上、ご説明をいただきたいわけであります。

1回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 13番、室崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の戸籍事務電算化を進める理由は事務の効率化にあり、町民はその反射的利益として行政サービスの向上を享受するとされる。今後も現行どおり簿冊により行うことも可能かとのご質問であります。事務の効率化と行政サービスの向上は、どちらが目的で、一方はそれにより受ける利益とは考えておりません。戸籍事務電算化の場合、むしろ今後町民が厚岸町の現在の戸籍事務におけるさまざまな不安要素により支障を来すことのないようにすることや、他町村との住民サービスに格差が生じないようにするためには必要な事務の効率化の一つと考えております。

現在の戸籍は紙原本であり、中には戸籍用紙が摩滅したり、一部が判読困難であったり、破れたりしているものが見受けられます。これらの戸籍用紙をそのまま使用しますと、町民の身分事項の記載が失われるおそれがありますし、事務の効率化と正確性を求め、戸籍記載処理に導入していますタイプライターが製造中止されていたり、一部活字が破損している状況などから、以前の手書きに戻ることにによる町民への影響を考えますと、その改善が急がれる状況にあります。

また、制度改正や戸籍届け出の多様化により、戸籍事務の処理時間が長くなる傾向となっており、ケースによっては窓口でのきめ細やかな対応が必要とされることが多くなってきており、特殊な戸籍知識を習得した戸籍事務の専門職の育成が不可欠となります。しかし、現在の人事ローテーションにより、職員の経験年数は短期化する傾向にあります。そのような中、起こり得る人為的ミス危険性も高くなってきます。また、その防止のためには、より慎重な事務処理が要求されることとなり、それが処理時間の拡大につながっています。

これらの問題は、すべて町民に対して直接的に影響することとなるため、その対応として、戸籍事務電算化による事務の効率化が必要と考えています。

今後も現行どおり簿冊により行うことも可能かにつきましては、不可能ではありませんが、前段申し上げました問題点などへの対応は必要と考えています。

また、問題点一つ一つを個別に対応していく方法もありますが、この戸籍事務が抱えるさまざまな問題点やそれを処理する体制、そのことによる町民への影響を考えますと、戸籍事務電算化の導入は必要と考えております。

さらに、現在、全国80%に達する戸籍事務電算化の導入率や、その必要性では一致し、その導入にかかわる経費の検討を共同で行っている管内町村の動向を考えますと、さらにその必要性を感じているところであります。

2点目の、戸籍事務は本来、国の事務であり、町はその指示を受けてその事務を代行しているにすぎない。電算化は、国がみずから行うべきもので、町が自前で行うことは筋が通らないと考える。町の見解を求めるとのご質問ですが、基本的にはご質問者おっしゃるとおりと私自身考えておりますし、現に戸籍事務の直接の指導機関であります釧路地方法務局などには、その導入にかかわる経費の問題については何度も強く要望して

きたところであります。

しかしながら、法定受託事務は国が本来果たすべき役割とされていますが、これにかかわるものでも、法律またはこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされた事務は、地方公共団体の事務であることにおいては自治事務と同じとされていますし、現実的に、そのすべてを国みずからが直接管理し執行する状況とはなっておりません。また、住民の利便性、行政事務の効率化、総合行政の確保などを考えますと、町としてはそれらの事務の合理化を図ることも必要だと思っております。その意味では、戸籍の電算化は町民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図る上で避けては通れない状況にあると考えているところであります。

次に、3点目の地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・生活対策臨時交付金の事業として検討されたが、先送りとなった主なものにどのような事業があるのかのお尋ねにお答えをいたします。

まず、ことしの3月定例会で追加議案として議決いただいた地域活性化・生活対策臨時交付金の充当事業の検討においては、要望事業の洗い出しを行い、大まかなくくりであります。全体で42事業60項目、総額で約6億3,000万円の要望事業の中から、13事業21項目、総額で2億5,399万7,000円の事業に絞り込み、予算措置をいたしました。

また、さきの7月臨時会に上程いたしました地域活性化・経済危機対策臨時交付金の充当事業の検討に当たっては、50事業83項目で約8億2,000万円の要望事業の中から交付金の一部を留保し、18事業29項目、1億6,273万5,000円の事業に絞り込んだ補正予算を措置いたしました。

今議会では留保していた地域活性化・経済危機対策臨時交付金の充当事業にかかわる補正予算を上程させていただきましたが、この充当事業の検討に当たっては、18事業27項目、約3億1,000万円の要望事業の中から7事業11項目の事業に絞り込み、本議会に6事業10項目、1億2,203万7,000円の事業費を上程しております。これら交付金事業の厳選に当たっては、必要性や緊急性に加え地域経済への波及効果とともに、事業実施に当たって他の財源確保の見通しなども考慮しながら、今後の行財政運営を視野に入れつつ行ったところであります。

お尋ねの、生活対策及び経済危機対策交付金の充当事業として検討したものの最終的に先送りした主な事業についてであります。事業費でおおむね1,000万円を超える事業で言いますと、町道の改良舗装と整備、カキ種苗センターの取水管設備増設、町営牧場施設の改修、地区集会所や地区公民館の整備、災害監視システムの整備、特別養護老人ホームの改修、町営住宅の設備整備、教育住宅改修、老朽化した町有施設の解体、車両購入、町立病院の医療機器整備などあり、これらは次期総合計画の中で再度検討、協議することとして見送りした事業となっております。

一方、当該交付金を充当して行おうとする戸籍事務の電算化事業については、この時期を逸すると、後年度において、戸籍事務に関する手数料を除き、すべて純一般財源で措置しなければならず、他の事務事業に大きな影響を及ぼすことになることを勘案すると、今実施することが適当と判断したものであります。

なお、経済危機対策臨時交付金は、地方公共団体が地域温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じた地域活性化等に

資する事業を行うために交付されるものであり、将来的な財政運営を考慮した中で、戸籍事務の電算化にかかわる財源として当該交付金を充当することは適当と判断しているところでございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 今の答弁を聞いていまして、私の考えと基本的なところで合っていない。1問目、2問目、戸籍事務電算化に関しては、まずやると。これはやんなきゃなんないんだということが前提になって、そっからやれば何がよくなるかという話に終始していたように思われるわけです。私は、この時期に7,600万円の金を使ってやるべきことなのかどうかという点で疑問を持ってお聞きしております。

確かに、電算化をすれば随分よくなることはたくさんある。これはもう、よくわかってます。ただ、議員協議会でもこのことについて説明くださったんですが、そのときにもそうなんですが、電算化のメリットという項目はあるんだけどデメリットという項目はないんですね。だから、やるということを前提にしていいものだけ拾ってくると、バラ色のあしたが見えたと、こういうことになりかねない。やはり冷静に、いい点と悪い点をきちっと考えるべきだろうと思う。そうすると、早くなります、簡単になります、事務の効率化は非常によくなります、それは住民サービスと表裏一体であって、どっちが反射的利益だなどというようなものではありませんと。よくわかります。ただ、ここに出てくる特殊な戸籍知識を習得した戸籍事務の専門職の育成が必要なんだけど、これが何か、この聞き方だと、電算化するといらなくなるような言い方をしてるんだけど、そんなことはないでしょう。

それから、きめ細やかなって書いてるけど、これはきめ細かなです、対応が必要だ。こんなものは電算化しようがしまいが当たり前のことですよ。それで、簿冊によって行っている町がないわけではないですよ、今後も。そうすると、その町の価値判断なんですよ。それで、私は本質的なところでお聞きしたんですが、理屈はおまへの言うとおりだが現実はいかにないんだと。国は努力目標でやれやれ言っているんだから仕方がないんだというのがお答えですよ。厚岸町の自立性とか自主独立性とかいうものは、どのように考えたらいいんでしょうかね。国が右向け、はい、左向け、はいというふうに分かるんです。それでしかも、そんなにいいものが平成13年には見送りになったという話も、この議員協議会では説明があった。そのときにはなぜ見送りになったのか。これも説明はなかったもので、ついでに聞いておきたい。

いずれにしても、私は電算化をすることが悪いと言っているわけじゃないんです。ただ、今の時期に、この5億円の、予期せぬ事業枠が来ましたから、それを使ってやるんだというのわかるんだけど、7,600万円これに使うことによって、ほかのことはできなくなってるんです、その分。もちろん、これだけじゃないけれども。そのところで、政策判断、価値基準の問題が表に出てくるんじゃないかと、そのように思って3番目の質問をつけておいたわけです。ところがどうも、3番目の答弁を聞いていても、ちょっと私には解せないところが多いので、もう少し具体的にお聞きしようかと思っておりま

す。

それに入る前にまず、1番と2番の戸籍事務電算化についてまとめておきたいので、その点でご答弁をいただきたい。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） お答えいたします。

まず、戸籍電算化、やる前提でのお話ということでございます。次に、メリット、デメリットということの提示で、メリットしか出てきてないというようなことで、おっしゃるとおり、議員協議会の中でも、デメリットについてはあの時点で明確にお答えしてございません。実は、あのときも若干お答えしたのは、経済的、お金がかかるというのは、維持管理費も当然かかってくるというようなことも含めて、それから、今回、7,600万円というお金もかかるという、そういうお金の部分がございます。もう一つ、後でよくよく考えたといいますか、研究させていただきまされたけれども、その中には、実は、戸籍電算化することによって新しい原戸籍ができるという中では、実は新しく戸籍をとった段階で前の項目が必要な場合、それが載っていない、新たに原戸籍をもう一度とる必要が出てくるというようなことも、実は細かい話では出てきます。それらが町民の皆様負担の増が若干かかるのかなという気はします。ただ、こういった問題も、実は新しく電算化する、逆にメリットの一つとして、できるだけ個人情報部分を記載しないような状況も実は考えているというようなこともありまして、表裏一体の部分であろうかなというふうには考えてございます。

それから、次に特殊事務ということで、これが電算化になったらいなくなるのかというようなことではございますが、当然、戸籍事務を担当する係のメンバーの中に、やはり熟練した戸籍知識を持った職員は必ず必要になってきます。ただ、全員がそういう状況にあり得るかという、なかなか難しい問題だと。ただ、戸籍電算化になった場合に、例えば婚姻届にしろ何かの届が出てきて戸籍をつくろうとするときに、実は今までは、職員の知識の判断の中で考えていたことが、実はシステムの中に法律が、規制がある部分、これをエラーとして出てきます。そのエラーが、内容をまた明記してきます。そういう中で、対面しているお客さんとのお話の中で、こういうことでこれはできません、これはこういう法律に基づいてやっていますというような説明も加えることができいくというようなことで、こういう表現をさせていただいてございます。

それから、細やかな事務ということでございますけれども、これは今申し上げたことも含めての話でございます。

それから、国が言うままに電算化していくのかと、町の独自性というものはないのかということでございますが、13年度でなぜならなかったかということにも関連してきますけれども、実は国からの要請というよりも、やはり今現在の戸籍事務をやっていく中でさまざまな問題点がございまして、タイプライターの問題ですとか紙原本の摩滅ですとか、そういったものもありますけれども、それから事務の効率化の話も当然あります。そういった中では、13年の段階では、最大の原因はやはりお金の問題でございました。先ほど言いましたように、これからやるにしても一般財源で実施していくにはかなり苦

しい問題があるということでございます。その段階では、管内の状況、それから全国の戸籍の電算化の状況、これが今のような状況ではありませんし、それから、今の状況を考えますと、かなりの割合でやっぱり電算化が進んでいく。その中では、やはり、立ちおくれますと当然、いざ電算化するというときには、また負担がやはり増になるということもありますし、このままいけば、やはり、町民へのサービスがやはり、他町村と格差が生じるというふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 例えば、今、原戸籍って言ってたんだけど、それは非常に専門的なおっしゃり方で、改正原戸籍ですね。知識のないというか、その事務に携わっていない人にはわからないと思いますので、答弁を私から補足しておきますが、改正原戸籍の意味ですね。

そういう古いもの、今使われてないものが増えてくるんですよね、電算化することで。というのは、今生きてることしか紙面に出てきませんから。簿冊ですと、古いものは赤線で消していくんですかね。ですから、コピーすると黒線で消してあります。消してあるけれども読めるわけです。だから、1通で足りるんです。それが何通も必要になる可能性が出てくるわけです、前の前の前のというふうに。そのことをおっしゃってるんだろうと思う。それは、何ですって、個人情報保護のメリットだって。それはちょっととってつけた理屈じゃないかと思いますよ。だって、その人の戸籍のいろいろなそういう情報が必要なためにとるんであって、必要でない人がとって勝手なところで使うわけではないんですから。だから余り、そういうふうに何でもメリットにしてしまうのは、私はいかがかなと思いますが、細かな話を今ここで延々とやってても時間がないので、次の主題に移らせていただきます。

町長はかつて、現在は財政的に非常に大変な時代になってきたと。したがって、行政需要に対して、あれもこれもと言っている時代ではない。あれかこれかという時代に入ったんだということをおっしゃいました。あれもこれもという時代が存在したかどうかというような話は別にして、行政需要に対して確保する財源が非常に少ないんだということを説明する比喻としては、私は大変に上手な言い方であるというふうに拝聴させていただきました。すなわち、あれかこれかのこととは、あれをとるとこれを捨てるということなんです。あれを先にすると、これを後にするというようなことなんです。

それで、今回の5億円ちょっとの特別交付金、2年分で。繰越明許で上げていますから結局1年分になっているわけですが、これを、今の答弁を含めて、今まで予算に上がってきたのを見ていきますと、どうも営繕と備品購入に終始しているような気がしてしょうがない。営繕や備品購入に使っちゃいけないと私は一言も言いません。しかし、恐らく主なものを上げたんだから、主でないものの中にはそうでないものが結構あったんじゃないかというふうに思いまして、私が勝手に誤解してもうまくないので、二、三、例を挙げながらお聞きいたします。

まず、産業振興に係る問題です。その前に言うておきますが、私もちょっと調べてみたんですが、今回の特別交付金というのは、何もしないところにぽんとお金が出るのではなくて、厚岸町がこういう事業をやりたいんですということがオーケーってなると、

その分として交付金があるわけですね。だから事業枠なんですよ。その制限はほとんどないと言っていいですね。基金に積み立てますとか人件費に充てますとか、それから補助裏に充てますというようなものはだめですね。補助裏ってというのは、いろんな事業をやるときに地元負担部分何%っていうのがありますよね。そこんところにこの交付金をぽんと充てると、それはだめですよということになってますね。それ以外のものについてはほとんど制限がないと言ってもいいと思うんです。すなわち、好きに使えるということですよ。

それでお聞きするんですが、今、厚岸町の基幹産業である漁業を考えてみますと、ことしは非常に気候が不順でした。昆布なんか非常に出来なかったと聞いてます。お盆過ぎてから多少、出る機会が回復しているとはいえ、一番いい部分をもう逃がしてますので、収量は大ざっぱに言って半分だというような声も聞こえてます。それ以外の産物に関しても、値段は上がらないですね。やっぱり世の中の不景気が影響しているせいか、どうしても動きが少ない。これは仲買だとかそういうことをやっている人たちから聞こえてきます。しかし、収量は落ちて、値段は上がらない、しかしいろいろな経費は、これはかかるものは、上がっても下がらない。三重苦、四重苦の中で生産者は一生懸命頑張っています。

それで、今回の予算を見ても、環境整備事業っていうんですか、例えばサンカクツブの駆除だとか、それから昆布の雑草駆除なんていうものについては海洋基本法ができたということが裏にあるようで、大分やりやすくなってきていると。それで、事業も大型化してやっていると。その点で一生懸命頑張っているのはわかってるんですが、今、この2億何千万と来たお金はことし限りで来年はないでしょうから単発的なものしかできないにしても、あるいは抜本的なものですとこんな程度のお金ではどうにもならないにしても、100万でも200万でもいいから、今、浜の一番困っているようなところ、あるいは、あしたの基幹産業を育てるために今手を打っておくべきところ、そういう政策を考えなかったのかどうか。また、漁業協同組合とそういう視点から、こういう特別事業枠があるんだけど、こういう形でもってお互いに練り上げてみないかというようなことをやってるのかどうか。それについて、いやいや、そんなことは考えてもみなかった。いや、考えたんだけど、検討したんだけど不採用であると、今回の交付事業には乗せなかった。それは、例えば交付対象事業としては不適切だ、あるいは、ほかの財源で執行しているからいいんだ、あるいは、いや、今回は先送りしたんだと。それは、1問目の、それを例に挙げるのは大変失礼だが、電算化だとかそういう先にやんなきゃなんないものがあるからこんなものは後回しなんだというような理由になるかと思いますので、その点、端的にお答えいただきたい。

二つ目として、基幹産業では農業です。農業に関して言いますと、厚岸町は酪農ですよ。今、厚岸町では牛乳の生産量が昨年に比べて少しずつ右肩下がりで落ちてきているんです。97%とか98%ってというような数字らしいんですが、少しずつ落ちてきている。その理由は何かというのと、乳牛が全体で増えていない。その理由をもう少し探してみると、今、はらみの牛というんですか、お乳を出す乳牛、これが非常に高いんです。十勝地域が、枠をとるためかなんかよくわかんないんですが、猛烈な勢いで買いまくっているという噂もある。それで、大体40万ぐらいまでおいてくれればいいんでしょうけども、

それが50万ぐらいの値段を推移しているというような話なんです。それで今、やっぱり乳量も少しずつ上がって行って、枠全体を満度になるように、一遍に上がるともっていろんな問題があるようですが、していきたいというわけで、農協あたりは1件に1頭ずつ買ってもらうと、約100戸の農家がありますから100頭。そうすると、40万なら手出せるんだけどというような農家の意欲を鼓舞するために、農協では、3万だったか5万だったか、とにかくそのぐらいの補助金を出そうと。こういうことに厚岸町も一緒になってやってくれればいいんだけどというような声が聞こえてくるんですよ。こういうことについて、こういう特別枠のこういう交付金なんかを使ってやろうということは考えなかったんでしょうか。これについてもまた、先ほどの漁業のときと同じような意味でお聞きしますので、お答えいただきたい。

それから、林業について申し上げます。ネズミが今ひどいんです。全体では約3割ぐらいの植樹したところがやられているそうですが、これは平均です。やられてるところはもう、8割以上やられている山もあるんだそうです。大丈夫なところはほとんどないというか、1割以下というところもあるそうです。そうしますと、動物被害というのは、どういうわけか余り国では重要視してないんです、林業政策全体の中で。そのために、保険もあんまり有利じゃないそうです。また、国や道の助成というのも非常に希薄だそうです。それで、せっかく植えたものが全滅するような、あるいはそれに近いような状態になりますと、植林をしようとしている所有者の意欲が非常にそがれるわけです。ですから、幾らかでもこういうものに町が、ことしだけでも手当てするようなことというのは考えなかったのかどうか。この点についてもお聞きします。

それから、もう1点お聞きしておきますが、林業についてはキノコです。キノコもこれ、林業でしたね。それで、この前、北海道新聞かな、見ようによってはちよっと腹の立つ記事が出ておりました。上尾幌地域というのが物すごい落ち込んでいると。読みようによっては限界集落に近づいているかのごとき書き方をしていました。あんなふうには書かなくてもいいんじゃないかと私は思ったんですがね。その記事を読んでいった中に、きのこ住宅というのが10棟あるんだけど4棟空き家になっているというのかな、そういう話が出てました。じゃあ、こういうところにちゃんと人に入ってもらって、そして上尾幌地区で定住する人が増えてもらえば、特にそういう労働現役真っ盛りの人がやってくれればいいんじゃないかというのに対して町は、いわゆるきのこ団地って言うんですか、キノコを育成するハウスをずっと並べていく、その場所を造成するのにお金がなくてできないんだと。それで、今、上尾幌に新たな、就農者ではなくて就林者とでも言うんですか、こういう人たちを導入することができないんだと、こういう記事がありました。この記事がでたらめでないんならば、こういうような特別交付金を使って、今、そういう事業を行うということは考えなかったのかどうか。もう一度同じことを言いますが、考えていたんならば先送りになった理由は何なのか、あるいは、そういうことはこの交付金事業ではできなかったのか。いやいや、そうじゃない。予算書をよく見てもらえばわかると。ほかのところでちゃんとやってるんだからこっちにはいらなかったんだ。こういうことについて、まずお答えをいただきたいものであります。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員の一般質問の途中でございますが、理事者の答弁は休

憩後といたします。

本会議を休憩いたします。再開を 3 時30分といたします。

午後 3 時02分休憩

午後 3 時30分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

13番、室崎議員の一般質問に対する理事者の答弁を行います。

産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいま室崎議員の 2 回目のご質問の件であります。営繕、あるいは備品購入等で臨時交付金が主に使われていたのではないかというお話で、農業、あるいは漁業、そういった振興策にも使うべきではないかというお話であります。

今回の臨時交付金の関係につきましては、通常でありますと 3 カ年実施計画が毎年秋に策定して、新年度予算のほうに反映していくわけでありましてけれども、そういった策定前に、農協あるいは漁協の担当と事業のすり合わせ等を行うのが通常であります。今回の臨時交付金につきましては、3 カ年計画で見送りになった事業、あるいは先送りをされた事業について、中止ということをございました。

産業振興課といたしましては、この所管する施設、あるいは事業等を念頭に充当を考えていたということが実態でございます。ただ、漁業協同組合のほうとは、水産のほうの関係になりますと、昨年12月以降も事業のすり合わせを行っておりまして、いろいろな要望があるうちに、国あるいは北海道、そういった補助の制度に結びつく、そういったものについては結びつけてきたということでございます。直近で言いますと、6月の補正で水中ポンプの試験事業、あるいはイベントの開催経費……。

（「それは私のほうから言ってます」の声あり）

●産業振興課長（大崎課長） はい。

今回の補正でも、そういった、最終的に高度の衛生管理システム等を補助の事業に結びつけてきたということでありまして、直接的に臨時交付金を充てるというふうな考えはございませんでした。ただ、担当者同士で内々には、他の市町村の事例とか、そういったことを参考に、そういった設備等について導入の打診をしたということは、そういう経過はございましたけれども、時期尚早という形で終わっていたと、そういう経緯もございます。

それから、農業のほうの関係でございますけれども、農業のほうにつきましては、先ほど妊娠牛の関係でご質問がございました。この件につきましては、大野議員の一般質問にもこの項目がございまして、そちらのほうで答弁をさせていただきますけれども、基本的な考え方につきましては、これもほかの市町村、これらについては、ふだんからいろいろなやりとりを農協等ともやってございますけれども、どうしても町の支援が必要

というときは、その都度相談しているのが実態でありますし、今回の大野議員のご質問につきましても、他の市町村等の対応策その他を含めまして検討してみたいということで、答弁の趣旨としてはそのような趣旨でございます。

それから、キノコの関係でございます。キノコの関係につきましては、議員ご指摘のとおり、8月の29日の北海道新聞の記事でございました。この記事につきましては、地元の支局ではなくて釧路支社の記者から、8月25……。

(「端的にお願いします」の声あり)

- 産業振興課長（大崎課長） 8月25日に電話がございまして、このアプローチがありまして、この取材を受けたところであります。最近では釧路新聞から2度ほど取材がありまして……。

(「そんな話聞いてませんよ。端的にやってください」の声あり)

- 産業振興課長（大崎課長） 私の印象としましては、私どもの話した1時間半の取材時間のうち、本当の数行の内容での新聞の記載ということで、こちらの趣旨が十分伝わっていなかったのかなと、私どもの思っていたイメージと少し違うという記事が出されたわけでございます。

私は、一遍にそういう要請とかはできなくて、年次的に、2戸とか、多くても3戸程度のそういった入植等の対応はできるというお話をさせていただきましたが、一度に全部やるというようなことは申してございませぬので、その辺がこの記事との行き違いがどうもあったのかなというふうに思っております。こちらの真意が十分に伝わってなかったということが非常に残念だというふうに思っております。

以上でございます。

- 議長（南谷議員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） 私からは、今春に起きました野ネズミ被害、その対策にこの交付金を活用できないかというご質問に対してお答え申し上げます。

まず、野ネズミの被害の状況を説明したいと思いますが、春先は非常に大きな被害になりそうだという情報が森林組合からもたらされました。我々も非常な危機感を持ってこの調査に当たったわけですが、森林組合におきまして、詳細な調査を行っております。これは釧路森づくりセンターの全面的な協力をいただいて調査を行ったわけですが、結果的に、北海道から求められた調査に乗っかってきた案件は4件ということになりました。4件以外は本当にわずかな被害だということで、報告しないというレベルのものだということでございます。

その4件の内容でございますが、1件は、これは5ヘクタール、68%に及ぶ被害があったと。多分、この被害を最初に森林組合が見つけたので、ここを見たものですから、この被害が全町に及んでいるのではないかという情報が我々にももたらさせ、そういった

ものが広まっていったものというふうに考えていますが、結果的にはここは68%ということでございました。次に大きいのは1ヘクタール14%でございます。これは、まだ12年生のカラマツでありまして、3,000本のうち420本が被害に遭ったというレベルでございます。これから除伐をするという計画でありますと、3割ぐらいは除伐いたしますから、それ以内で済んだということでございます。それから、あと法人で持っていたところなんです、11.08ヘクタール、ここは6%で済みました。7,900本のところ474本の被害だということでございまして、これも同様の考えに立てるのかなということでございます。もう1件が、これは法人でございしましたが、1.8ヘクタール、7.1%ということでございます。これも14年生のカラマツでありますけど、1,980本のところ140本の被害で済んだということでございます。

最初に申し上げたところは非常に大きな被害でありましたが、ここは町外に法人がある大きな法人が所有している山でございまして、ここは68%という被害に及びましたが、ここは自前の経費でもって復旧できるレベルにあるのかなと。もしくはこのまま自家植栽を少しずつやっていって復元可能なエリアであるというふうに考えます。

ということでございまして、この報告は6月24日に正式に北海道に上げておりまして、この被害の対応は、全面的に行う必要は、この時点ではないものという判断をいたしまして、対応していたいというところでございますので、ご理解願いたいと存じます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 まず、漁業に関しては、そうすると他でいろんな事業を行っているから、この交付金を使ってやるまでもないということであると。それから、農業に関しては、農協からちゃんとした連絡も今のところないし、それで、それほどのもんではないと。3カ年実施計画に乗せてからゆっくろ考える。それで、交付金を使ってどうしようなんてことは考えてもみてもなかったと。それから、ネズミの害については、大変ありがたいことに、当初予想したような大きなものではなかったの、特にそれに対する手当ては必要ないと考えていると。

きのこ団地に関しては、何か取材のときの話を延々となさってたけれども、私が聞いているのは、団地造成だとかそういうことを、この交付金を使って一気にやって、4棟も空き家になっているものに新規就農を入れるというようなことは全く考えてないと、そういうことですね。端的にお答えください。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） きのこ団地の造成の関係でありますけれども、現在、駅前地区に2区画ほど新規に入植できるスペースが残ってございます。それから、駅裏のほうには、本団地のほうには1区画、もしくはうまくすれば2区画できるというふうに思っておりますので、喫緊の造成の必要は現在のところないというふうに考えてございます。それと、まだ他の部署で今現在所管してございますけども、上尾幌の学校のグラウンド、そういったことも念頭にございました。

それから、この交付金については、造成をいたしますと翌年には必ず建物をつくらなければいけないと、そういった制約がございますので、そういったことも考慮して、団地造成のことについては、私どもとしては考えていなかったということでございます。

それから、漁業の関係につきましては、繰り返しの答弁になりますけども、いろいろと私どもも、職員にも、こういった交付金制度、それから大型補正、そういったことがあるというふうな形で、ここへ来た場合については、こういった事業の頭出しをしておくようにと、そういった指示はしてございましたけども、ただ、こういったいろんな細かい事業、そういった事業をやっていく中で、いろんな形で補助制度に結びついていったということで、そういった事業を消去していった経緯もございますので、そういう考えがなかったのかと、それほどのものであったのかというようなことではございません。決して私どもはそういったことではなくて、あくまでも今回補正に上げてございます二つの事業、センターの改修と、それから若竹のトイレの改修ということについては、漁業の振興につながるというふうな形で今回補正を承認していただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 野ネズミ被害の対応につきましては、ご質問者がおっしゃるとおりでございます。

（「農業はどうしたの」の声あり）

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 農業につきましても、繰り返しの答弁になりますけども、ふだんから細かいやりとり、そういった事業のすり合わせ等行ってございまして、町の支援が必要だという場合につきましては、その都度相談をしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 どうも私の言ってる趣旨がわかってないようなんですが、この後、違うことを言いますから、その間に答弁する方はもうちょっと私の趣旨を理解して答弁してくださいね。今の方はもういいですから。

私が聞いているのは、今までやってなかったじゃないかなんて一言も言ってない、いろいろやってるだろうと。けども今回、予期しない事業枠が来たんですよ。だから、それに上積みして、今、現実に町の中でこういう問題がある、あるいは将来にわたって、今こういう布石を打っておいたほうが良いというようなものでこんなことを考えなかったのかと言っているわけですから。今こういうことをやってるんだから何も考えていないわけじゃないというのは答弁にならないということです。

それで、ちょっと福祉生活関連についてお聞きします。

今、大変な不況ですよ。それで、就労支援というのは国のほうから、例えば町でもって直接に、5人でしたか、5カ月雇いなさいというようなものまで言ってきてますね。ところが、あれについてはほとんど、思ったような応募はなかったという話は聞いてます。町内の人に限るといふ塀を建てるわけにいかないから、管内からどっと来ているから数はいるようだけでも、厚岸町内でこのぐらい来るんじゃないかと思っていた予想ははるかに下回ったというふうには聞いてます。

結局、そういうものでは真に望んでいるものとぴたっと合っていないからだと思うんですよ。だれも困ってないから行かないよというんではないと思う。例えば就労支援というようなことになった場合に、一例を挙げると、例えばヘルパーみたいな資格があります。そのほかにもいろんな資格があります。別にヘルパーを言っているわけじゃありません。そういうときに、そういう資格を持つことで新たな職業につくという道が開けるといふものは随分あるんですよ。ところが、これが、今の毎日の、いわば口をのりするために精いっぱいなわけですね。そうすると、3カ月ぐらい缶詰になって、そういう専門学校へ行こうとしたってできないんですよ。それから、相当な学費もかかる。そうすると、資格取得の支援というのは、単に入学金を支援するというようなことではなくて、その勉強する間の生活も支援しようという形にならなければなんないんじゃないのかということが言われています。これは、例えば生活保護の受給者の自立支援プログラムなんかとも重なる部分ですよ。ある町では生活保護だとか母子家庭の自立支援プログラムとしてこういうものを考えているというのも出ています。すぐやれって言ってるんじゃないんです、私は。ただ、こういうものも厚岸町でできないかというような調査研究、そういうことをこういう交付金があったときに上手に利用して、これからの布石を打つというようなことは考えてみませんでしたか。

それから、これは新聞で随分出てましたが、生活保護で母子加算が切り捨てられました。この4月からです。それで非常に大変な目に遭ってる人たちがいます。厚岸にだって、どこのだれというのは私はわかりませんが、全国平均と同じパーセンテージでいるんだろうと思います。そういう人に対して特別に町が手当てするような、そういう事業も、この交付金の中では起こすことが可能ですよね。そういうようなことも考えませんでしたか。

あるいは、障害者の日常用具というのがあります。例えば音声で時間を知らせる腕時計というのがあるんです。これは、障害者手帳交付受けてなくても、年をとって目が見えなくなった方というのはいます。そういう人たちにとっても大変便利です。ぼんと押すと、何時何分ですって音声が出るんです。音が小さかったら、耳のそばに持って行って聞きゃいいわけですが、腕時計ですから。大体、安いのだと5,000円切りますよ。国産のいいのだと1万5,000円ぐらいしますけどね。そういうのを買って、そういうふうに本当に困ってる人に貸与する。これ意外にも、音声指示の携帯電話だとか、助聴器と言って携帯電話ぐらいの大きさで耳に当てると人の声を非常によく拾ってくれる、そういう機械もあります。補聴器ですと耳にあわせなきゃなんないんですけど、助聴器っていうのはそういう電話で聞くように簡単に拾ってくれる、そういう幾らもしない機械があります。

あるいは、これは私の知り合いに目の悪い人が多いものですから、つい目のほうが中心になりますが、単眼鏡と言って、双眼鏡の片っ方だけの様なものですが、それがこういう、弱視の方専用のもがあります。っていうふうに拾ってけばたくさんあるんですけども、こういうものを例えば町が買って貸し与える、あるいは買うことに助成する、そんなことも考えませんでしたか。

それから、災害対策で言いますと、これはある町なんですけど、家庭用の火災報知器を低所得者や高齢者や障害者の家庭に直接配布したんです。これは、この交付金を使ってやった事業として新聞にも出てました。こんなことも考えませんでしたか。

あるいは、買い物の関係になるんですけど、これは私、前に議会で言ったんだけど、認知症高齢者というものをみんながわかるということがこの対策の原点です。それで、100万人キャラバンというのを今、国がどんどん進めてますが、その先生役、キャラバン・メイトというのは、たしか北海道では札幌まで行って講義を受けなきゃなんないんですよ。1週間ぐらい缶詰になるはずですよ。そうすると、お金かかりますよ。そういうものを町がこういう交付金でもって出してつくるというようなことも考えなかったんでしょうか。

これらについてはいかがでしょう。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 先ほどの2回目の答弁で不足することについてお話をさせていただきます。

議員おっしゃられるとおり、確かに私ども、こういった限られた時間の中で、農協、あるいは漁協等の……。

（「端的にやってください、時間ないですから」の声あり）

●産業振興課長（大崎課長） 調整が非常に不十分でございました。配慮に欠けていた面もあるかと思えます。今後、3カ年実施計画、そういった中で、農協、あるいは漁業協同組合と十分協議をして、振興策のほうに結びつけていきたいというふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 福祉にかかわる事項が何点か出ておりました。母子加算、それから日常生活用具、それから身体障害者用の、単眼鏡であるとかそういう補装具的なものとか、それから火災報知器の件でございますけども、母子加算が廃止ということで知っておりました。また、日常生活用具も、給付対象となる障害の程度の範囲もあるということもわかっておりました。こういった単眼鏡については、給付の対象にならない、そういった方でお困りになっているということも承知しておりましたが、福祉課としては、この4点については、今回、この件で検討を行うことを、ちょっと気がつかないでいた

ところでございます。

以上です。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 高齢者の部分でお答えをさせていただきます。

質問者のほうから、認知症高齢者の対応のキャラバン・メイトの事業の立ち上げについてのお話がありました。また、災害対策のための火災報知器の他町村の配布事業の関係もございました。基本的に、交付金の事業選択を取りまとめたときに、私ども指示を受けた認識としましては、従来の3カ年計画から漏れた部分、それから緊急性のある新たな事業についてということでの指示でございまして、3カ年計画が落ちた部分の事業を取りまとめて提出をさせていただいた経過がございます。それで、指摘のありましたソフト事業につきましての具体的な深い検討そのものがされないまま今回の交付金の枠が決まったということでございます。

ちなみに、認知症高齢者のキャラバン・メイトの部分につきましては、別枠で単費で、今回、札幌で3名の講習を受けたいということで補正をお願いしている部分でございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 時間もないので端的に申し上げますが、政策企画能力というものがある。すなわち、現場で、厚岸町で言うならば、町民が今何が一番困っていて、何が一番必要としているか。それから、今日よりも明日、明日よりは明後日考えたときに、今こういうことをやっておくことが大事だという、そういう必要性にぴたんと当たる政策を企画して施行する能力のことを政策企画能力と言うそうです。それが今の厚岸町には著しく欠けているのではないかと、そういう気がしてならない。今回のこの5億の、突然いわば降ってわいたような財源に関しても、結局は営繕と、それから備品購入に終始しているということについて、否定するような話が一つも出てこない。私はこの点について、基本的な姿勢に疑義を持ちます。

以上で終わります。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 今回のこれら5億余りの交付金の活用、充当というものにつきましては、ただいま議員からご指摘あった部分、一部認めざるを得ないという状況でございます。ただし、営繕、それから備品購入、これらも町にとっては必要なものである、しかもなおかつ営繕、備品購入については、他の財源を求めることができないというようなことがあります。営繕については補助の対象にならないということがございますので、そういうことも勘案しながら、さらに3カ年計画で充当できなかったもの、これらについても十分配慮したつもりでありますし、今後についても、今、議員ご指摘のとお

り、政策企画立案能力というものをきちんと高めながら、町民の皆さんの要望に応じてまいりたいと、そのように考えます。

(「結構です」の声あり)

- 議長（南谷議員） 以上で13番、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、10番、谷口議員の一般質問を行います。

10番、谷口議員。

- 谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2項目について質問をいたします。

まず1点目は、新政権の発足による厚岸町の政策運営への影響がどのようになっていくのかということでお伺いをいたします。

このたびの総選挙の結果、政権交代が行われ、前政権のもとで成立をいたしました補正予算について、新政権は見直しを進め、一部については凍結の方針を示していますが、厚岸町の補正予算において、事業執行に影響があるのか、もしあるとすると、どのような対策をとられるのか、お伺いをいたします。

次に、新政権の誕生により、財源問題などを見ると、今までの補助金制度に大きな変化が出てくることが予想されますが、今進めている厚岸町の新総合計画の策定に影響があるのか、また、今後どのように進めていくのかをお伺いをいたします。

次に、新型インフルエンザ流行に伴う医療体制の充実についてお伺いをいたします。

大都市を中心に、インフルエンザの感染者が急速に増えておりますが、休校や学級閉鎖をする保育所や小中高校も急増しています。ほとんどが新型インフルエンザによるものと見られています。

新型インフルエンザは本格的な流行期間を迎えています。感染の広がりを抑え、必要な治療を行えるように、考えられる限りの対策を尽くすことが必要なことから、以下の項目でお伺いをいたします。

一つは、情報の提供、広報、啓発についてであります。

一つは、インフルエンザの感染状況や症状について、的確に掌握し、予防体制の強化と町民への周知を図ることが必要であります。現在までの対策はどのようになっているのか。

二つ目は、医療機関が重症化の事例や入院事例などの情報が共有できるように、個人情報に配慮しつつ的確な情報提供を行っていただきたいと考えておりますが、それがどうなっているかお伺いをいたします。

三つは、保健介護課の人員体制の強化とともに、担当窓口を開設し、町民相談、感染防止などに万全を期す体制はどのようになっているかをお伺いいたします。

大きな二つ目、医療体制の強化であります。

一つは、道保健所の協力も得て、町内感染者の、発生した場合ですが、入院・医療体制を含め、体制の強化を図っていただきたいということでもあります。

二つ目は、抗ウイルス薬、タミフル、リレンザ等や検査キット、マスクなどの必要な

薬品、医療器材の不足がないように万全を期していただきたいわけではありますが、これらの対策はどのようになっているか、お伺いをいたします。

大きな三つ目、ワクチン接種と費用負担。

一つは、新型インフルエンザワクチン接種が必要な町民に遅滞なく行われるように準備をしていただきたい。

二つ目は、新型インフルエンザワクチンの接種費用が5,000円前後と言われておりますが、通常の季節性のインフルエンザと異なり、防疫的な観点での対処が必要と考えられることから、一定の公費負担の実現を図っていただきたいと考えますが、この考えについて見解をお伺いをいたします。

大きな四つ目であります。医療窓口負担の軽減についてであります。町内にも国保の資格証明発行世帯があるようにも聞いております。緊急に保険証を発行するなど保険適用の保障を行っていただきたいと。他町村では、これらについて対策が打ち出されているようでありますが、厚岸町の施策についてお伺いをいたします。

大きな五つ目、福祉施設への休業補償であります。共同作業所など福祉施設の休業補償制度の創設を国に求め、町としても施設への休業補償を実施していただきたいということでもあります。

大きな六つ目、小中学校、役場庁舎等の公共施設についてであります。一つは、消毒液の設置箇所の増設とともに、民間施設においても設置を啓蒙していただきたい。これらについてどうなっているか、お伺いいたします。

二つ目は、児童生徒、教職員、役場職員の感染拡大の防止を図っていく対策についてお伺いをいたしまして、私の1回目の質問といたします。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えいたします。

新政権発足による厚岸町の政策運営への影響はどうか。21年度補正予算の一部凍結の方針が打ち出されているが、厚岸町の補正予算にも影響があるのか。もしある場合、どのような対策をとるのかについてでございます。

国の平成21年度補正予算の執行停止について、現在のところ国または北海道からの正式な通知などはありませんが、政府は本月18日の閣議で、道補正予算の3分野の執行停止を決めたとの報道がなされております。その3分野の内容は、一つ目として、地方自治体向け以外の基金2兆2,000億円のうち平成22年度以降の支出分。二つ目として、官庁や独立行政法人の施設整備費6,000億円。三つ目として、官庁が調達する環境対応車と地上デジタルテレビ整備費2,000億円で、いずれも無駄遣い排除とし、その上で政府は2週間をかけ、数兆円の不必要な事業を選別するとの情報であります。

このような不透明な状況から、現段階では当町に及ぼす影響やその対策について確定的な判断ができない状況にあり、今後の国の動向を見きわめつつ適切な対応をしてまいりたいと考えております。

また、新総合計画の策定に影響はあるのかについてですが、現在、策定作業を進めております第5期厚岸町総合計画は、平成22年度を始期とする計画であり、国の21年度補

正予算の執行停止が次期総合計画の策定作業に影響が及ぶものであるのか、国の動向を注視している状況にあります。ご質問者もご承知のとおり、総合計画は中長期的な展望に立って厚岸町の将来像やまちづくりの方向性を定め、その実現に必要な施策事業を体系的に示しながら総合的、計画的なまちづくりを進めるための基本的な指針となるものです。このため、国の政権交代によって厚岸町が目指すべき方向性が変わるものではありませんが、その実現に向けた各種施策の推進に当たっては、国の施策や各種の制度設計と深いかかわりがあります。民主党、社会民主党、国民新党の3党連立政権合意では、子ども手当の創設を初め社会保障費の自然増を年2,200億円抑制するとした経済財政運営の基本方針や、後期高齢者医療制度、障害者自立支援法の廃止などが掲げられております。

また、新政府は2010年度の予算編成に関し、各省庁の概算要求を積み上げる従来の手法を抜本的に見直すとともに、予算を数年単位で管理する複数年度予算の本格導入に向けた検討を加えながら、10月上旬にも新年度予算の基本方針をまとめたいたとの考えが示されております。こうした動きも今後徐々に明らかになってくるものと思われまますので、現在策定作業を進めている第5期厚岸町総合計画との整合性を図るためにも、国の動きを注視しながら適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、新型インフルエンザ流行に伴う医療体制の充実についてのご質問であります。学校に関する部分につきましては教育長から答弁をさせていただきます。

1点目の、感染状況や症状についての掌握と町民への情報提供、広報、啓発についてであります。

北海道内における新型インフルエンザA/H1N1型の感染状況の把握につきましては、感染者及びその疑いのある方について全数把握を行っていましたが、感染者の増加によって個別の濃厚接触等の感染経路の把握が不可能になったためとして、8月10日以降、感染者の全数把握をやめ、集団感染の早期把握による感染拡大を防止することにシフトが転換されております。学校、保育所などの社会福祉施設において、7日以内に2名以上の感染者が発生した場合等のほか、医療機関の受診において集団感染が予想される場合に、速やかに保健所に報告することとされ、学年閉鎖、学級閉鎖、保育所の休所等により集団感染の拡大防止対策が講じられているところであります。現在は集団感染が発生している市町村名及び施設等についても実名で公表されており、町では保健所、医療機関との情報網の連携により感染状況の把握ができる体制に努めておりますし、町外において集団感染が発生した場合には、家庭内や日々の生活の中で予防対策を強化、徹底していただくために、防災無線による周知をしていくこととしているところであります。

予防体制の強化と町民への周知についてであります。一般的に、新型インフルエンザの感染状況や症状、予防体制の強化に関する町民の皆さんへの情報提供は、新聞、テレビの情報のが的確にその役割を果たし、必要な情報量も提供されているところであります。町では、新型インフルエンザ対策のパンフレットを6月の町広報誌への折り込みや役場、湖南地区出張所、あみか窓口でのパンフレット配置により町民の皆さんへ情報提供による予防啓発を行ってきたところであり、ウイルス毒性の強弱の違いはありますが、感染の増加が心配されるこれからの時期に向けても予防対策や感染防止に十分活用いた

だけのものでもありますので、引き続き、予防対策としてのうがい、手洗い、咳エチケットなどの徹底の呼びかけに努めてまいります。

次に、医療機関において重症化事例や入院事例等の情報が共有できるような的確な情報提供をすべきとのことではありますが、町内の新型インフルエンザの一般外来診療は2医療機関であり、両医療機関では日常的な病診連携に基づき必要な情報提供が行われる中で診療が行われており、新型インフルエンザの診療においても同様の対応が原則になってまいります。重症化のケースでは、保健所との連携により釧路市内の総合病院等へ受診していただく等の連携が図られることになっており、ここでも医療機関相互に情報の提供、共有が図られることになっていきます。

ご質問の重症化に伴う入院の事例では、医療機関における情報の共有が重要になってまいります。感染蔓延期の対応も含め、医療機関の情報共有等の連携についての的確な対応ができるよう対応してまいります。

次に、保健介護課の人員体制の強化及び担当窓口の開設による町民相談、感染予防体制についてであります。

4月28日に設置した町民からの相談窓口は現在も保健介護課に設置しており、夜間、休日の相談については夜警、日直者が対応する連絡体制のマニュアルにより、釧路保健所への相談に誘導する体制になっております。現在、感染が確認されている新型インフルエンザは、その毒性や症状が季節性インフルエンザと大きく変わらないことから、8月10日以降、北海道内の医療体制を、発熱相談センターへの事前の相談を必要とせず、継続的にすべての一般医療機関において発熱患者の外来診療を行うことになっており、発熱相談センターや町の相談対応も相談件数が減少しているとともに、その役割が変わってきていることもあり、感染蔓延期における相談対応のシフト強化なども含め、現在の人員体制で対応可能と考えているところであります。

次に、医療体制の強化についてのご質問であります。

現在までの新型インフルエンザの対応についてですが、町立病院では、国内で患者の発生が確認された5月段階では、玄関ホールにおいて発熱者の振り分けを行い、インフルエンザ簡易検査を一般の診察室とは別の部屋で実施する体制をとり、投薬についても院内薬局で処方し、接触を最小限にする体制で感染防止に努めたところであります。

その後、釧路保健所から発熱外来設置の要請を受け、敷地内に発熱外来として診察用、待合室用のプレハブを設置し、新型インフルエンザの患者が発生した場合、迅速に対応できるよう体制整備を図ったところであります。しかし、厚生労働省及び北海道からの通知により、8月10日から全医療機関が通常の外來対応で行うこととなったため、発熱外来で設置したプレハブについては撤去したところであります。

今後の診療体制につきましては、発熱患者は他の患者からできるだけ離れた場所で診察を待つような体制をとるとともに、新型インフルエンザの患者が発生した場合は、当初行った発熱者の振り分けを行う体制を再開できるよう準備をしており、発生状況を注視しながら、診療時間帯を分けるなどの体制も必要に応じ迅速かつ適切にとってまいりたいと考えております。

さらに、入院体制につきましては、重症患者が発生した場合は個室を利用することを想定しておりますが、町立病院では感染症や呼吸器疾患に対応する病室がないため、一

時的な入院とし、保健所と連携を図り、専門診療が可能で施設設備の整っている総合病院での適切な診療を確保するよう転院の体制づくりを行っているところであります。

次に、抗ウイルス薬等の必要な薬品、医療器材の調達状況についてであります。町立病院が現在保有している薬品、医療器材等は、タミフルカプセル184人分、1,840カプセル、タミフルドライシロップ、大人用換算で42人分、1,260グラム、リレンザ吸入タイプ89人分、89個、インフルエンザ検査キット60人分、人工呼吸器2台であります。検査キットは、この9月末に80人分が追加納品予定であります。

蔓延期に向けた治療薬の確保は、国及び都道府県が4,500万人分を備蓄しており、買い占めを排除するシステムとして、都道府県が使用状況を把握の上、各医療機関の必要量を供給するシステムとしており、今後において北海道と連携し、必要量の調達に努めてまいります。

また、医療機関や消防署、保健活動や高齢者等支援業務における業務従事者の感染予防対策として、サージカルマスク9,910枚、防護服267セットなどを配備しているところであります。

次に、新型インフルエンザワクチン接種が必要な町民に遅延なく行われるよう準備状況はどの質問であります。

新型インフルエンザワクチンの接種については、確保できるワクチンの量が限られ、一定量が順次供給されることとして、重症者などの発症をできる限り減らすことや、そのための医療を確保する目的で、優先的に接種する対象者を決めることとしています。国の優先対象者の素案では、医療従事者、妊婦、基礎疾患を有する者、1歳から就学前の小児、1歳未満の小児の両親、小中高生、65歳以上の高齢者が想定されているところであります。通常ワクチンとは違って、その検討結果により、町内でも優先して早期に接種できる方、そうでない方と段階的な区分がされ、対象者数に変動が生じることとなります。また、新型インフルエンザワクチンの出荷見込みでは、現在のところ10月下旬以降からの予定と国の資料では示されていますが、現時点でそれ以外の情報はなく、今後において、具体的に厚岸町の地域で接種が可能となる供給時期や供給される数量などの情報の収集に努め、接種方法を含めた町民への周知を図ってまいります。

なお、ワクチンの接種体制としましては、これまで同様に、町内では町立病院と民間1医療機関となりますが、町立病院では午後の外来休診時間帯を利用し実施することで準備を進めているところであります。

また、新型インフルエンザワクチンの接種費用の公費負担についてであります。工費負担については、町独自の制度として実施することは現時点では考えておりません。国の情報では、ワクチン接種2回分の費用は6,000円から8,000円で、接種をするかしないかは任意とされ、費用は全額自己負担とされています。公費負担の検討については、生活保護対象者について検討中との情報もありますが、具体的な内容は今後示されることになっておりますので、今後の情報収集に努め、接種に向けた情報提供をしてまいります。

次に、医療費窓口負担の軽減対策として、国保の資格証明書発行世帯に対する対策についてのご質問であります。今年度、厚岸町国保加入世帯における資格証明書交付の対象世帯はありませんので、現在のところではその対策は決定しておりません。

当初、国は平成21年5月18日付で、資格証明書交付世帯の被保険者が発熱症状等新型インフルエンザの発症の疑いがある場合で、発熱相談センターに相談の上、発熱外来を受診する場合に限り、感染拡大防止対策として、資格証明書を被保険者証として取り扱うこととして通知を出しており、保険税の納付相談より医療機関への受診を優先した対応としておりました。その後、発熱外来が廃止されたことにより、現段階では一般外来への受診ということになり、受診時には全額自己負担が適用されることとなります。しかし今後、発熱外来と同様の取り扱いにするか厚生労働省で検討されているところであり、その通知が出るかどうかを北海道を通して現在照会中であります。

厚岸町におきましては、今後、資格証明書の対象世帯が出る可能性のある来年4月までには、重症化する懸念や感染拡大を防ぐためにも、新型インフルエンザの流行の状況を見ながら、短期の保険証の発行について検討してまいりたいと考えております。

次に、福祉施設への休業補償について、共同作業所など福祉施設の休業補償制度の創設を国に求め、町としても施設への休業補償をすべきではないかのご質問であります。新型インフルエンザの集団感染等により、感染拡大の防止のための休業要請の影響は、障害者や高齢者へのサービス提供を休止することで利用者へのサービス提供が休止され、事業収入が減少するという、民間法人等が運営する事業所への影響としては深刻なものであり、全国的な問題であると言えます。現時点では、通所事業所の休業の対応としては、他の事業所の利用に切りかえる、あるいは、新たに居宅支援サービスが必要となるケースに対する緊急的なプランの変更を行うなどの対応が想定されていますが、ご質問のように、事業所の休業に対する補償対策は示されていないところであります。町独自の補償制度の創設は困難であります。国に対する対応も含め、町村会等関係する団体との連携した取り組みについて検討していきたいと思っております。

次に、役場庁舎等公共施設などにおける消毒液の設置についてであります。

公共施設では、保育所の調理室、町立病院や心和園など通年で感染症予防対策がとられている部署を除き、新たに新型インフルエンザ予防対策のための手指消毒薬を施設の出入口に配置することとし、現在、購入手続中であります。施設の出入口への配置については、施設内にウイルスを持ち込まない対策であり、インフルエンザウイルスの飛沫感染、空気感染を防止する効果は期待できません。設置箇所の増設については、手指消毒の利用状況を把握する中で、出入口への設置だけでは不十分と判断された場合の、その施設ごとに増設を検討していくこととしますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、民間施設での設置の啓発についてであります。社会福祉施設やスーパー形態の商業施設では既に設置がされておりますが、商工会とも情報交換をさせていただきながら設置の啓発を図ってまいります。

次に、役場職員の感染拡大の防止についてであります。

役場庁舎に限った対応ではありませんが、社会福祉施設などは集団感染が発生しやすい環境にありますことから、感染情報の早期把握に努めているところであります。集団感染が発生した場合には施設の休業や出勤、外出を自粛し、医療機関への早期受診等、医師の指導に基づく自宅療養等の治療に専念していただくことを共通認識として、感染拡大の防止を図ることとしておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 10番、谷口議員の一般質問で、2点目の医療体制の強化のうち教育委員会に係る小中学校への対応等について、私から答弁させていただきます。

消毒液の設置箇所の増設についてであります。手指消毒液につきましては、8月31日に各学校へ、学級数に応じて配布いたしました。各学校では、玄関等の出入口や手洗い場に設置するとともに、給食前に手指の消毒をするなど有効に使用されております。

登校時に確実に消毒を行い、学校内にインフルエンザウイルスを持ち込まない対策をとるとともに、日常的にも手洗いと消毒を行い、予防対策を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、公民館、情報館、海事記念館等、社会教育施設につきましても、出入口に消毒液を配置し、施設利用者へのインフルエンザウイルスの持ち込み防止への協力を呼びかけております。

次に、児童生徒、教職員の感染拡大の防止についてであります。9月25日に町内小学校1年生の女子1名がインフルエンザA型と診断され、さらに、本日午前中に小学校5年生男子1名と教員1名がインフルエンザA型と診断を受けたとの報告がありました。今後の児童生徒の状況変化を注意深く見守るとともに、学校との連絡体制を密にして、十分な拡大予防対策を構築してまいります。

教育委員会といたしましては、これまで修学旅行や演劇鑑賞等にはマスクを用意し、着用するなど対応を図ってまいりました。また、保護者への協力依頼としては、手洗い、うがい、マスクの着用のほかに児童生徒の朝の体温確認をお願いしております。体調に変化のあった場合は早期受診や早目に学校を休む等の対策を図ることが集団感染の防止には大切なことであるとの認識から、今後も継続してまいりたいと考えているところであります。

児童生徒のみならず教職員の感染も大変心配しているところでありますが、体調に変化があらわれ、感染が疑われる場合には出勤を自粛し、医療機関への早期受診と、外出をせず自宅療養に専念することを共通認識として、感染拡大を防ぐよう十分注意しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、副町長、教育長からご答弁いただいたんですが、1点目の新政権発足による政策運営の影響等については、結果的にもう少し様子を見ないと、私自身もその方向性が見えないのではないのかなというふうに思うんですね。ただ、言われているのは、今までの補助制度より交付金制度にしていくんだというようなことが盛んに言われていますよね。これが今の交付税とどのような関係になっていくのか、その辺が非常に、まだまだ不透明な部分があるのかなというふうに思うんですけれども、ただ、非常に財政が脆弱な地方自治体にとっては、国の動向は非常に影響が大きいというふうに考えますので、その辺の対応については抜かりなくやっていっていただきたいなというふうに

思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、インフルエンザの問題であります。

今、長々とこちらにも質問をしてしまいましたので、副町長には長時間にわたって答弁をいただいて、まことに申しわけないんですが、結果的に、要するに、打てる手はすべて打ち尽くしておいて、その上で対応が後悔するようなことになっていたというのではやはり困ると思うんですよね。余り大変だということをおおるのもまずいかもしれないけれども、ただ、今ちょっと心配だなというのは、新型インフルエンザはA型の、言ってみれば変種といいますか、豚にインフルエンザが変わってきたというように言われているんですけど、結果的に、鳥インフルエンザと違って、季節性のインフルエンザとそう変わりはないんだよというようなことで、季節性のインフルエンザの対応をしていれば、何か大丈夫なような気を、結果的には今、これから相当、蔓延期に向かおうとしていますから、そうすると、そういう不安を抑えたい気持ちも国を含めてやっているのがわからないわけではないんですけれども、しかし、重症化したり、あるいは死亡まで至るといったようなことがこのインフルエンザで起きているわけですよね。そうすると、やはり新型のインフルエンザと季節性のインフルエンザは明らかに違うんだということをきちんとしていかなければならないというふうに思うんですよね。ですからその辺を、町民にわかっていただいた上で対策を講じて、それぞれが、公の機関は公の機関として、あるいは町民は町民の立場できちんと対応をしていただくということをやっていかなければならないのではないのかなというふうに私は思うんですよ。

そこで、今、副町長のほうから答弁をいただいたんですけど、8月10日以降に国の対応が変わったわけですよね、厚生労働省の対応が。それで、個別の感染者から集団感染の掌握に、早期把握に切りかえてきているというふうになってきているわけです。そういう中で、やはり、町内でも結果的に、今回、A型という教育長のお話でしたけれど、新型かどうかはちょっとわかりませんが、そういう状況がやっぱり生まれてきているということを考えると、その対策が一つ間違えると大変なことになるということで、徹底したやっぱり、一つは宣伝、きちんとした対応をしていただくための宣伝と、それから防止のための対策、各家庭でもできる、あるいは公の機関でもできる対策をきちんと行っていくということが大事だと思うんですよね。先ほどの説明にもありましたように、うがいだとか手洗いだとか、咳のエチケットをどうするのかというようなこともやっぱり、それぞれ知っていただくことが大事になると思うんですけれども、この徹底をやっぱりきちんとやっていくということが大事だと思うんですよね。これがどういうふうになっているのか再度お尋ねしたいというふうに思います。

医療機関の連携については、ひとつ、これをさらに強めていただきたいなというふうに考えます。

それから、今まで発熱相談センターだとか町の相談の窓口だとか、これがちょっと今、下火になったということですが、来月あたりがちょっと上りになっていく、感染の拡大が強くなるんでないべかということが言われていますよね。そうすると、広まってしまった段階で対策をとるのではなくて、やはり、それに備えた対策がきちんととられていることによって次の打つ手もきちんと打てるのではないのかなというふうに思うんですよ。そういうことをやはり、ちょっと上がったたり下がったりはするけれども、多少無駄が出

るのかもしれないけれども、対策はおろそかにしないでいただきたいというふうに思っています。

それから、医薬品なんですけど、今、副町長の説明でタミフルあるいはリレンザ等が備蓄されていることが示されたんですが、そのほかに検査キットは今月中に80人分が追加されるということで説明されておりましたけれども、これらが十分なかどうか。

それから、もう一つはマスクの問題ですけど、サージカルマスクというのは酸素性のマスクのことを言うのかな、これ、ちょっと、詳しくわかんないんですけど、マスクも、かかった人が周りの人に迷惑をかけないようにするマスクと防護するマスクとあるらしいですよ。私は詳しくはわかりませんが、そういう点で、例えば町もこうやって用意をしていますけれど、もう一つは、各家庭でもこのマスクがこういうのにはきくんですよと、効果があるんですよということをやはりきちんと知っていただくことも大事ではないのかなというふうに思うんですけども、そういう対応をしていただけるかどうか、ちょっとお伺いをいたします。

あと、インフルエンザワクチンについてでありますけど、結果的にワクチンが全然足りないということで、優先順位を決めて、優先者から接種を進めるということになっていますよね。この優先者の接種のワクチンは、これはすべてが、医療従事者も含めて有料で行うのかどうかということなんです。それで、このワクチンの接種については相等高額になってくるといことになると、低所得者だとか、あるいは、生活保護の場合はどういうふうになるのかわかりませんが、こういう人たちが接種を受けたいというときにどういうふうな対応をするのか、町あるいは国等が一定の負担をしていただけるような対応をとっていただけるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それともう一つは、医療費の窓口負担については、前に聞いたときには町内に若干、1名か2名いたような話をされていたのが、現在はこれは解消されているというふうに理解をされているんですよ。それで、もし出た場合には短期証明書を発行するということが検討されているということですよ。ただ、これについてはやっぱりきちんとやっていただかないと、こういう人が治療を受けなかったばかりに蔓延をしてしまうというようなことには絶対してはならないことですから、きちんとした対応をとっていただきたいというふうに思います。

大体そういうところで、もう一度お願いいたします。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 1点目の、今後の国の予算関係にかかわる件でございますけれども、9月26日の新聞報道にあったとおり、週明け、ですから今週にも平成22年度の国の予算編成方針が、2カ月ほど例年より早い段階で閣議決定されるという報道がありました。それを見ながら、来年度予算に向けて厚岸町の予算についても考えてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 新型インフルエンザの対応につきまして、私のほうからご答弁をさせていただきます。

ご質問者からありますように、今回の新型インフルエンザそのものが、ややもすると従来の季節性インフルエンザと同程度という緩みがちな情報が先行して伝わっているのではないかというご心配であります。

それで、厳密に申し上げますと、おっしゃるとおりでありまして、毒性の強さそのものはそんなに変わらないと言いながらも、免疫がないという意味では感染率が非常に高いという特徴がございます。それから、感染者の死亡率の問題であります。従来から季節性インフルエンザの死亡率0.1%程度、ですから、日本国内で申し上げますと、毎年1万人程度の死亡者が出ている。このことが、研究の中では、どうも0.2という、従来の季節性インフルエンザよりも倍強いぞと、死亡率が高いぞというデータも出されておりますし、外国で研究されている部分でいきますと、0.5程度にはなるのではないかというような情報もあります。これは、あくまでも症例の研究の数字でありまして、まだ不確定な部分が多いんであります。従来のもとは違うという意味ではおっしゃるとおりだというふうに思っております。

そういう意味で、単に緩んだ対応でやるということではなくて、町民の皆さんにも、6月にお配りしました、これは鳥インフルエンザを想定したパンフレットでございますが、この感染予防の対応も含めて、あるいは新型インフルエンザというのが鳥のインフル、それから豚のインフルという、通常人にうつらないものが変質をして人にうつっているという、これが新型インフルエンザだということの理解も含めて、町民の皆さんに、パンフレットの活用、あるいは再度の認識の確認というものをしていく必要があるなどというのは同じ思いであります。ただ、情動的にはテレビ、新聞の報道が非常に迅速でありますし、確実に町民の皆さんが見ているという意味では、私どもが防災無線での周知、あるいは町広報誌、あるいは新聞折り込みのチラシでどこまでカバーできるのかという不確定な要素はございますけれども、基本的な姿勢としてはそういうことで、町民の皆さんの周知の対応をしていきたいなというふうに思っております。

それから、8月10日以降の対応の変わった部分であります。おっしゃられるように、今、新型インフルエンザの確認まではされておられません。それで、A型ってなった時点ではもう、新型インフルエンザにかかっているという前提で、特に10代の子供たちにはキット検査のA型プラスの段階でタミフルの投与がされていくという治療が行われております。そういう意味で、予防対策の徹底をきちんとやってほしいということでございます。

私どもも、さきの部分と重複しますが、これからの住民への予防対策の呼びかけをきちんとやっていきたいというふうに思っております。

それから、発熱情報センター、あるいは町の窓口の対応、確かに、町のほうは5月に相談が5件ほどございました。多くは釧路保健所の発熱相談センターのほうに直接行くという状況で、町民の皆さんの利用の仕方そのものは、当時、整然と行われていたのではないかなというふうに思っております。当時は、まず症状がある、あるいは心配があるという段階では、発熱相談センターに相談を先にしてくださいと。医療機関にいきなりかからないで、発熱相談センターの指示に基づいて発熱外来にかかってくださいとい

う対応をしていたものですから、それなりの相談件数、あるいは電話があったと。今現在は、直接医療機関にかかるということが前提になっておりまして、そういう意味では、どうしたらいいですかという発熱相談センターへの照会そのものは、どこの医療機関にかかっていいかわからないという方の相談が専らだというふうに聞いておりまして、件数そのものが減っているということでもあります。

ただ、おっしゃられますように、相談される電話そのものの引き継ぎというのは、マニュアルに基づきまして、私どもも、それから夜間、休日、役場に来る電話も含めて保健所につながるようになっておりますので、そういう意味では、今の体制の中で、手おくれになったなという体制になっていないということについてはご理解をいただきたいと思えます。

それから、医薬品の備蓄の部分でございます。町立病院の持っている数量、出ておりますが、基本的に、必要な量につきましては、北海道が備蓄しております薬品がまず提供されるということになります。北海道が、在庫が減ってきたときに、国の持っている備蓄品を取り崩して使うというシステムになっておりますので、言われてるように、国民の20%、あるいは30%の方々が感染して症状があるという前提で申し上げましても、2,500万とか3,000万人という感染者を想定しますと、今持っております備蓄量で十分、4,500万という数字でございますので、それから、年度末に向けて、さらに追加して製造するという情報もありましたので、そういう意味では、供給そのものは十分ではないのかなというふうに思っております。

それから、サージカルマスクの部分であります。おっしゃられるように、マスクの性質によって使い道が違うという部分につきましては、そうなのかもしれません。ただ、サージカルマスクそのものは布製ではございませんで、通常の花粉対策とか99.9%カットとかというたぐいのものと同程度の性質を持っているという意味では、かかった人も予防する人もという意味でお使いいただけるものだというふうに思っておりますので、家庭の中での準備としてはそういう対応をしていきたいというふうに思えます。

それから、ワクチンの優先接種の部分であります。今の段階で、医療従事者の部分につきましては、基本的には全員、例えば事務所で事務をされる方も含めて、医療従事者が全員予防対策の対象になっているかということ、国のシステムの中ではそうはなっておりません。濃厚接触をされる方について、事前の予防投薬をするという仕組みになっております。本当にそれでいいのかという現場の疑問というのはもちろんございます。そういう意味では、医療施設全体、それから、消防職員ももちろんでございますが、事前の予防対応が必要だというふうに私どもも思っております。費用の部分につきましても、こういった第一線で対応せざるを得ないという立場の方々については、公費で負担をするということも含めて、今検討がされているというふうに聞いておりますので、そういう方向で決まっていくのではないかとこのように思えます。

それから、低所得者、生活保護者を含めた公費負担の部分でございます。現時点で、この新型インフルエンザに対応するワクチンの費用の公費負担については、私どもも踏み込んで結論が出せないという状況でございます。ちなみに、季節性インフルエンザにつきましては、65歳以上の高齢者の方、それから60歳以上64歳までの方々で一定の疾病を持たれている方を対象にやっておりますが、1回のワクチン接種料3,200円のうち1,050

円を負担をいただいているということでやっております。

この季節性インフルエンザの場合は、生活保護受給者の方のみ免除という形で対応しております。そういう制度とあわせて、今回の新型インフルエンザのワクチン接種そのものが展開していくのではないかという希望も一方では持っております、そうしますと、医療機関での接種の町との契約でありますとか、いろんな問題が出てまいりますので、遅滞なく事務処理ができるように、想定をしながら準備をしたいというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 私のほうからは、医療費窓口負担の軽減の関係につきまして、資格証明書の方の対応でございますが、昨年、2名いらっしゃいましたけれども、今年度に入りまして1名転出、それから1名は対応済みで、短期証の発行ということになってございますので、現在のところいらっしゃいません。もちろん、今後、来年4月以降、新たに出るという可能性はございます。その中では、ご質問者おっしゃるとおり、拡大防止、それから重症化も含めて、適正な対応をしていくためにも、手続きがございますけれども、短期証の発行で検討していきたいと思っております。ただ、原点としましては、資格証を発行しないようにするために、その対象者への対応を十分やっていきたいというふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（齊藤事務長） 答弁が前後してしまいますが、新型インフルエンザに関しまして、防止の強化ということでございました。

町立病院では、まず持ち込まないということが大前提で、対策を春から進めております。今現在、国の指針に基づきまして、通常の外来で対応することとなっておりますが、これからもマスク、うがい、手洗いなどの励行を含め、入り口で注意を促すとともに、今般、本日です、Aプラスの疑い者が出ましたところから、春に行っておりました入り口での発熱者の待合所の区分というものを本日午後から始めているところでございます。一層、防止対策に努めたいと思います。

それから、医療連携につきましても、感染力が大変強いということで、町内の医療機関とは先週末から、個人情報に十分配慮した中で、その情報の相互の連携に努めているところでございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 あと何分ですか。

●議長（南谷議員） 3分40秒です。

●谷口議員 今回のこの問題というのは、やはり、蔓延させない、それから重症者を出さないということが大事だと思うんですね。そういうことでは、やはりきちんとした対応をとっていただくということで、最後にお伺いしたいのは、ふだん持病を持っている方々が重症化しやすい、あるいは妊娠されている方が、どう対応すればいいのか、それらについてお尋ねして終わります。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 私どもが対応できる分とできない分が実はございます。妊婦の方については、既に私どものほうから、重症化リスクの高い対象者になっておりますということで、まず産科のお医者さんのほうに連絡をして、その上で、産科で直接治療を受けるのか、他の医療機関を紹介していただいているのかというようなことがわかるように、実はチラシを送らせていただきました。

そのほかにはっきりしておりますのは、例えば町立病院で申し上げますと、透析を受けられている方です。この方々は、町立病院のほうで、今回、A型の感染発生ということできちんと対応していただくということでもあります。

問題は、既往歴の、重症化のリスクのある病気をお持ちの方の把握につきましては、これは私どもわかりません。そういう意味では、今後の対応として、ワクチン接種も含めて、かかりつけのお医者さんに相談をしてほしい。それから、必要であればそういう病気を持ってらっしゃる対象者であるという証明書をいただいて、ワクチン接種を受ける等の対応の振り分けというものをしていかなきゃいけないなということで今考えておりますので、そんなことをご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 以上で10番、谷口議員の一般質問を終わります。

●議長（南谷議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後4時56分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成21年9月28日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員